

第 7 期長崎県障害福祉計画  
第 3 期長崎県障害児福祉計画

令和 6 年 3 月



# 目次

## 第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の法的根拠と位置付け	3
4. 計画の期間	6
5. 区域の設定	6
6. 計画の推進体制	9
【参考】障害福祉サービス等の体系と種類	10

## 第2章 長崎県における障害児・者の現状

1. 障害児・者の数	
(1) 身体障害	14
(2) 知的障害	16
(3) 精神障害	17
(4) 依存症	18
(5) 発達障害	18
(6) 高次脳機能障害	18
(7) 難病等	19
2. サービス提供等の現状	
(1) 障害福祉サービス等の利用状況	20
(2) 障害児支援等の利用状況	21
3. 障害保健福祉圏域ごとの現状	
(1) 長崎圏域	22
(2) 西彼圏域	24
(3) 佐世保圏域	26
(4) 県北圏域	28
(5) 県央圏域	30
(6) 県南圏域	32
(7) 五島圏域	34
(8) 上五島圏域	36
(9) 壱岐圏域	38

(10) 対馬圏域 .....	40
-----------------	----

### 第3章 重点的に取り組む施策

#### 1. 成果目標と目標達成のための方策

(1) 施設入所者の地域生活への移行 .....	42
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	44
(3) 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 .....	46
(4) 福祉施設から一般就労への移行 .....	48
【参考】特別支援学校高等部及び高等部専攻科卒業後の状況 .....	51
(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備 .....	51
(6) 相談支援体制の充実・強化等 .....	55
(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための 取組に係る体制の構築 .....	56

#### 2. その他障害児・者の地域生活支援を円滑に実施するための方策

(1) 障害者等に対する虐待の防止 .....	58
(2) 意思決定支援の促進 .....	60
(3) 障害者等の文化芸術活動支援による社会参加等の促進 .....	60
(4) 障害者による情報の取得利用・意思疎通の支援 .....	62
(5) 障害を理由とする差別の解消の促進 .....	62
(6) 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や 研修等の充実と人材育成 .....	63
(7) 発達障害児・者への支援体制の整備 .....	64
(8) 依存症対策の推進 .....	67
(9) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進 .....	68
(10) 難病患者等への支援体制の整備 .....	68

### 第4章 指定障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策

1. 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、 指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量 .....	70
2. 障害児通所支援、障害児入所支援、 障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 .....	73

## 第5章 県が実施する地域生活支援事業

1. 専門性の高い相談支援事業	
(1) 発達障害者支援センター運営事業	76
【参考】発達障害者支援センター運営事業	77
(2) 高次脳機能障害支援普及事業	77
【参考】高次脳機能障害の支援体制	78
(3) 障害児等療育支援事業	79
2. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	79
(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	80
3. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	81
4. 広域的な支援事業	
(1) 相談支援体制整備事業	81
(2) 精神障害者社会参加促進事業	82
(別表1) 障害福祉サービス等見込量 (圏域・市町毎、サービス区分別)	84
(別表2) 障害児通所支援サービス等見込量 (圏域・市町毎、サービス区分別)	110

---

# 第1章 計画策定の趣旨等

---

## 1. 計画策定の趣旨

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」では、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、障害種別（身体障害・知的障害・精神障害）を越えて、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。併せて、市町村及び都道府県には障害福祉サービスの提供体制の確保等を目的とし、障害福祉計画の策定が義務付けられたため、本県では第1期から第6期の障害福祉計画（平成18年度～令和5年度：各期3年間）を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めてきました。

その後、平成25年4月に障害者自立支援法を抜本的に見直し施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）において、障害者がより一層地域生活を充実させるような新たな施策展開や、障害児・高齢障害者・精神障害者をはじめとするそれぞれの障害者のニーズに対するきめ細やかな対応を行うための法改正がなされました。

また、平成28年6月に成立した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律では、市町村及び都道府県には障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、これらの円滑な実施を図るために障害児福祉計画の策定も義務付けられたことから、本県では第1期から第2期の障害児福祉計画（平成30年度～令和5年度：各期3年間）を障害福祉計画と一体的に策定し、ライフステージに合わせた多様なニーズに対応する切れ目ないサービス提供体制の整備に取り組んでまいりました。

さらに、令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体には障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害者本人によるICT活用促進等に係る施策の策定と実施が義務付けられることとなりました。

「第7期長崎県障害福祉計画」及び「第3期長崎県障害児福祉計画」（計画期間：令和6～8年度）は、このような背景及び世界的に取り組む持続可能な開発目標であるSDGsの理念を踏まえ、国の指針に基づき障害者が地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現を目標に、これまでの計画達成状況や、今後想定される障害福祉サービス等のニーズを踏まえて策定するものです。

※SDGs・・・Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画に掲げる施策と特に関連する目標は下記のとおりです。



あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



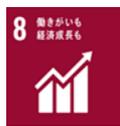
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



国内及び国家間の格差を是正する



都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする



持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 2. 計画の目的

本計画の策定趣旨、国の示す基本指針を踏まえ、次の 10 点を本計画の目的とします。

- ①地域における生活の維持及び継続の推進を図り、重度や高齢の障害者、難病患者等の誰もが住み慣れた地域において希望するサービスを受けられるよう努めます。
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図り、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域生活への移行・定着を推進します。
- ③福祉施設から一般就労への移行を推進するとともに職場定着を推進します。

- ④障害児支援体制において、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築やライフステージに応じた切れ目のない支援提供を目指します。また、医療的ケア児等の地域における支援体制の整備を推進します。
- ⑤「地域共生社会」実現を目指し、障害を理由とする差別の解消、虐待の防止に取り組むとともに、高齢者、障害者、児童などの複合化するニーズへの対応強化、柔軟なサービスの提供に努めます。
- ⑥発達障害者支援のより一層の充実を図り、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう目指します。
- ⑦地域において、障害者本人の意思が尊重され、それぞれのニーズに応じた適切な保健、医療、福祉サービスが受けられるよう、相談支援体制の充実・強化、人材育成を推進します。
- ⑧文化芸術活動の支援、視覚障害者等の読書環境の整備及び情報の取得利用と意思疎通の支援により、地域における社会参加を推進します。
- ⑨必要な障害福祉サービスを適切に受けられるよう、障害福祉サービスの質の向上を目指します。
- ⑩安定的な障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉の事業を実施していくために、障害福祉人材の確保に努めます。

### 3. 計画の法的根拠と位置付け

#### (1) 計画の法的根拠

本計画は、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第89条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の22第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、県が策定するものです。

なお、児童福祉法第33条の22第5項の規定に基づき、本県では障害児福祉計画と障害福祉計画を一体的に策定します。

#### (2) 計画の位置付け

本計画は、「長崎県総合計画」及び「長崎県福祉保健総合計画」(ながさきほっとプラン)を補完する個別計画として、障害者基本計画とともに本県が今後進める障害者施策の指針となります。

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第2項を根拠法として障害者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画であるのに対し、障害福祉計画及び障害児福祉計画は障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定めた計画です。

【根拠法】

(障害者総合支援法第 89 条第 1 項)

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項)

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(児童福祉法第 33 条の 22 第 5 項)

都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条第 1 項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(障害者基本法第 11 条第 2 項)

都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。

障害者基本計画と障害福祉計画の比較

区分	障害者基本計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法・児童福祉法
策定義務	義務	義務
計画の性格	障害者の施策全般にわたる基本的な事項を定めた計画	障害福祉サービスに関する実施計画 障害児通所支援等に関する実施計画
国の計画との関係	国の障害者基本計画を基本に策定	国の基本指針に即して策定
計画期間	第1次計画（H15～20年度） 第2次計画（H21～25年度） 第3次計画（H26～30年度） 第4次計画（H31～R5年度） 第5次計画（R6～10年度）	第1期計画（H18～20年度） 第2期計画（H21～23年度） 第3期計画（H24～26年度） 第4期計画（H27～29年度） 第5期計画（H30～R2年度） 第6期計画（R3～5年度） 第7期計画（R6～8年度）
策定期間	平成26年7月（第3次） 平成31年3月（第4次） 令和6年 3月（第5次）	平成19年3月（第1期） 平成21年3月（第2期） 平成24年3月（第3期） 平成27年3月（第4期） 平成30年3月（第5期） 令和3年 3月（第6期） 令和6年 3月（第7期）
意見聴取	計画を策定または変更する際は、障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。	計画を策定または変更する際は、障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。また、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
策定後の対応	知事は県議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。	県は県障害福祉計画及び障害児福祉計画を定め、または 変更したときは、厚生労働大臣に提出しなければならない。
基本理念の実現に向けた長期的な基本方針又は目標項目	○長期的な基本方針（施策の体系） ① 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ② 安全安心な生活環境の整備 ③ 情報アクセシビリティと意思疎通支援の充実 ④ 防災・防犯等の推進 ⑤ 行政サービス等における配慮 ⑥ 保健・医療の推進 ⑦ 生活支援の推進 ⑧ 教育の振興 ⑨ 雇用・就業、経済的自立の支援 ⑩ 文化芸術活動・スポーツ等の振興	○基本指針の概要 1. 基本事項 2. 目標 ①施設入所者の地域生活への移行 ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③福祉施設から一般就労への移行等 ④障害児支援の提供体制の整備等 ⑤地域共生社会の実現 ⑥発達障害者支援の充実 ⑦相談支援体制の充実・強化、人材育成 ⑧地域における社会参加の推進 ⑨障害福祉サービスの質の向上 ⑩障害福祉人材の確保 3. 計画作成に関する事項 4. その他、地域生活支援事業等の円滑な実施

## 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

## 5. 区域の設定

本計画において、障害福祉サービス等の種類ごとの見込量を定める区域は、次のとおりとします。

### ○基本的な考え方

障害福祉サービス等の実施に際しては、障害のある人が生活する市及び町を基本的な単位として、きめ細やかなサービスを提供することが必要ですが、市及び町単位で実施することが困難な事業については、事業の内容やニーズに応じた広域的な単位を設定し、地域間で格差が生じないようにサービス提供体制づくりを進めます。

### ○見込量を定める区域

区域	サービス	
市及び町 (21 区域)	訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
	障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
	居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)、自立生活援助
	相談支援	計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援
障害保健福祉圏域 (10 区域)	日中活動系サービス	生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、就労定着支援、短期入所(福祉型・医療型)
県全域 (1 区域)	入所系サービス	施設入所支援、療養介護、福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援

※日中活動系サービスについては、地域生活を支援する観点から、可能な限り市町でサービス量の確保に努めるものとします。

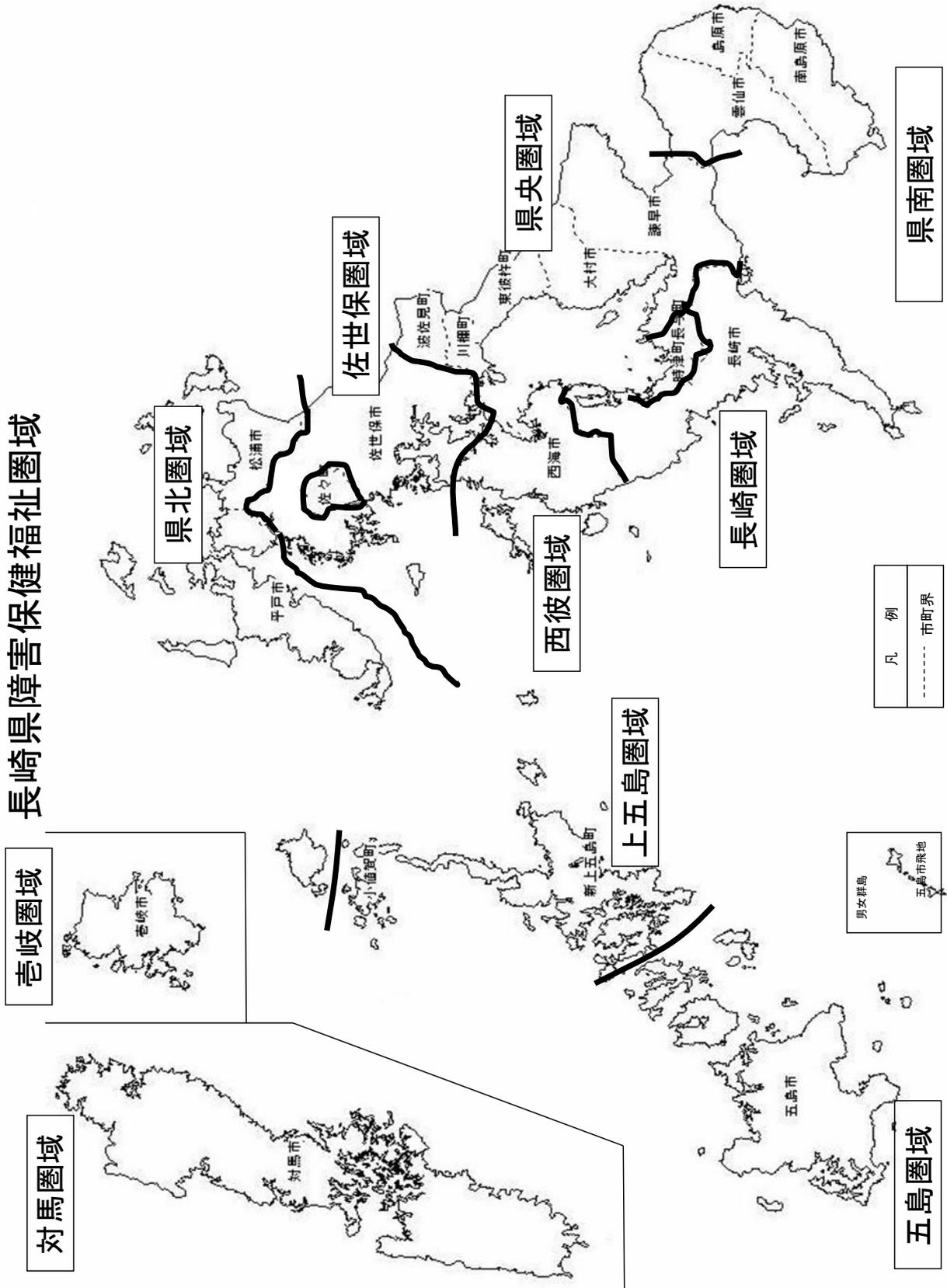
### ○障害保健福祉圏域の設定とその考え方

障害保健福祉圏域は、各地域の状況に応じた障害者施策を推進するにあたり県が定める地域区分です。第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画から、それまでの8圏域を、中核市である長崎市及び佐世保市を一つの圏域とする 10 圏域に見直しました。その地域の障害者の方のニーズや社会資源等の状況をより反映させた施策に努めていきます。

## ○障害保健福祉圏域

圏域	構成市及び町	市及び町数
長崎	長崎市	1市
西彼	西海市、長与町、時津町	1市2町
佐世保	佐世保市	1市
県北	平戸市、松浦市、佐々町	2市1町
県央	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町	2市3町
県南	島原市、雲仙市、南島原市	3市
五島	五島市	1市
上五島	新上五島町、小値賀町	2町
壱岐	壱岐市	1市
対馬	対馬市	1市

# 長崎県障害保健福祉圏域



## 6. 計画の推進体制

### (1) 計画の推進体制

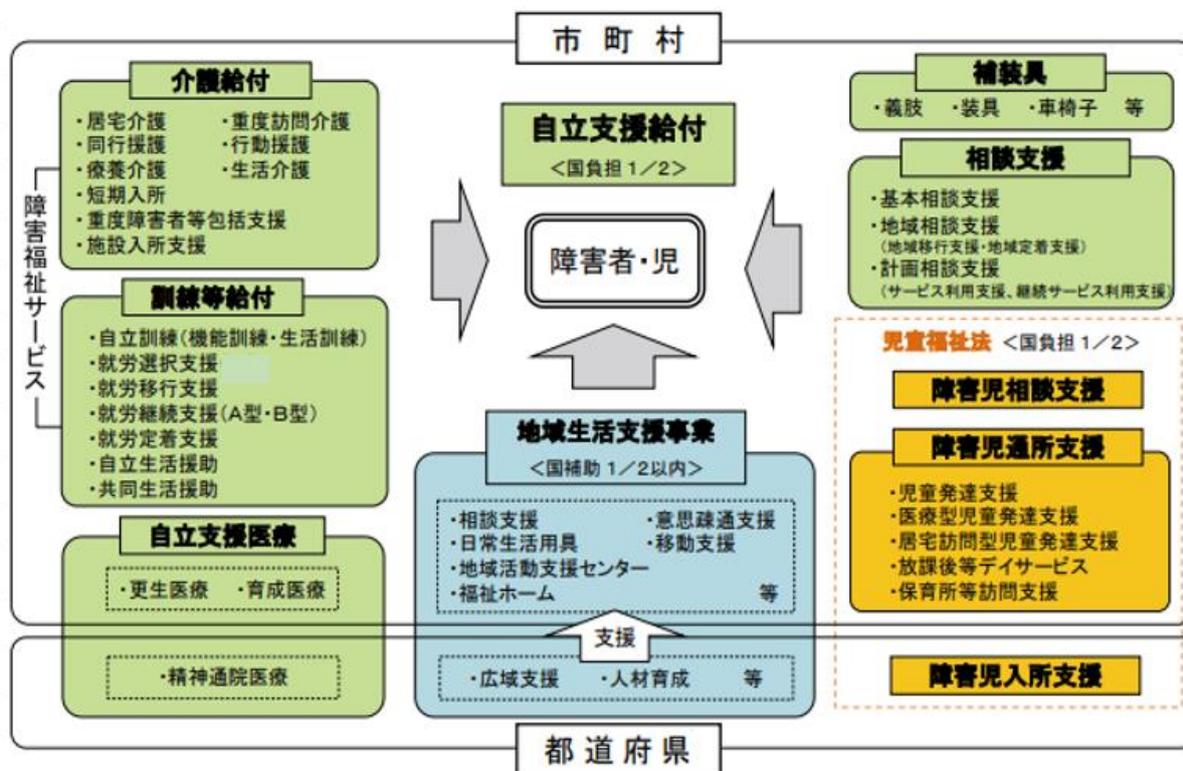
毎年、各サービス量や事業の進捗状況を把握し、内容や成果などについて、各事業実施部局による自己評価を行うとともに、その結果を「長崎県障害者施策推進協議会」に報告し、その意見を踏まえて事業の見直しを行うなど、計画の効果的な推進を図ります（PDCAサイクル）。

### (2) 市及び町との連携

市及び町は、障害のある人の地域での生活を支える仕組みにおいて、障害福祉サービスの提供等を通して主体的な役割を担うため、県と市及び町が連携・協力を図りながら、一体的な障害者施策の推進を図ります。

また、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定にあたり、各市及び町が行った実態調査の結果を踏まえ、各地域の自立支援協議会が顕在化した課題に対して解決を図っていけるよう支援していきます。なお、広域的な課題や専門的な課題については、県の自立支援協議会で検討します。

【参考】障害福祉サービス等の体系と種類



出典：令和5年度版障害者白書

1. 障害者総合支援法によるサービス

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために国や都道府県の財政援助のもとに地域の実状に応じて実施される「地域生活支援事業」とに大別されます。

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療、補装具の5つに大きく分かれています。このうち、介護給付と訓練等給付を総称して障害福祉サービスといいます。この障害福祉サービスは市町村が実施主体となり、一人ひとりの状況に応じて、個別に支給決定が行われるものです。

なお、障害福祉サービスの利用にあたっては、サービス等利用計画の作成が必要です。

○障害福祉サービスの種類

	サービス名	サービスの内容
介 護 給 付	居宅介護 ※	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護 ※	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護 ※	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援 ※	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 ※ (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
訓 練 等 給 付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	障害者本人の希望、就労能力や適性に合った就労先・働き方が選択できるように、アセスメントの実施、関係機関との連絡調整等を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型、B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けた必要な支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者に対して、定期的に居宅を訪問のうえ、生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との調整を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

※については、障害児も利用できるサービスです。

○相談支援の種類

	サービス名	内容
計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。
	継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設を退所する障害者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成します。
	継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が行う事業であり、法律上必ず実施しなければならない事業(必須事業)と市町村及び都道府県の判断により必要な事業を選択して実施する事業(任意事業)があります。

○市町村における必須事業

- ア 理解促進研修・啓発事業
- イ 自発的活動支援事業
- ウ 相談支援事業
- エ 成年後見制度利用支援事業
- オ 成年後見制度法人後見支援事業
- カ 意思疎通支援事業
- キ 日常生活用具給付等事業
- ク 手話奉仕員養成研修事業
- ケ 移動支援事業
- コ 地域活動支援センター機能強化事業

○都道府県における必須事業

- ア 専門性の高い相談支援事業

- イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- ウ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- エ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
- オ 広域的な支援事業

## 2. 児童福祉法によるサービス

児童福祉法によるサービスは、「障害児通所支援」と「障害児入所支援」があります。障害児通所支援の実施主体は市町村、障害児入所支援の実施主体は都道府県となっています。

なお、障害福祉サービスのうち障害児が利用できるサービスもあります(11ページ参照)。

### 市町村

	サービス名	サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

### 都道府県

	サービス名	サービスの内容
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

## 第2章 長崎県における障害児・者の現状

### 1. 障害児・者の数

#### (1) 身体障害

##### ① 障害種類別

身体障害者手帳所持者は、令和5年3月31日現在 68,931 人であり、令和2年より 3,928 人減少しています。

障害種別に見ると、内部障害は増加している一方、視覚障害及び肢体不自由は減少しています。

障害種類別身体障害者手帳所持者数と構成割合

(単位:人)

	平成29年		令和2年		令和5年		指数		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	平成29年	令和2年	令和5年
総数	76,084	100.0%	72,859	100.0%	68,931	100.0%	100.0	95.8	90.6
視覚障害	5,722	7.5%	5,325	7.3%	4,925	7.1%	100.0	93.1	86.1
聴覚・平衡機能障害	8,109	10.7%	7,867	10.8%	7,688	11.2%	100.0	97.0	94.8
音声・言語機能障害	840	1.1%	813	1.1%	785	1.1%	100.0	96.8	93.5
肢体不自由	37,199	48.9%	34,414	47.2%	31,759	46.1%	100.0	92.5	85.4
内部障害	24,214	31.8%	24,440	33.6%	23,774	34.5%	100.0	100.9	98.2

※障害者数は各年3月31日現在

##### ② 障害等級別

障害等級別に見ると、2級及び3級は減少傾向にあります。

障害等級別身体障害者手帳所持者数と構成割合

(単位:人)

	平成29年		令和2年		令和5年		指数		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	平成29年	令和2年	令和5年
総数	76,084	100.0%	72,859	100.0%	68,931	100.0%	100.0	95.8	90.6
1級	21,761	28.6%	21,312	29.2%	20,178	29.3%	100.0	97.9	92.7
2級	10,980	14.4%	10,338	14.2%	9,637	14.0%	100.0	94.2	87.8
3級	13,829	18.2%	12,948	17.8%	12,258	17.8%	100.0	93.6	88.6
4級	18,262	24.0%	17,441	23.9%	16,592	24.1%	100.0	95.5	90.9
5級	5,268	6.9%	4,862	6.7%	4,490	6.5%	100.0	92.3	85.2
6級	5,984	7.8%	5,958	8.2%	5,776	8.4%	100.0	99.6	96.5

※障害者数は各年3月31日現在

### ③年齢階層別

年齢階層別に見ると、65歳以上は令和2年より2,296人減少しています。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数と構成割合

(単位:人)

	平成29年		令和2年		令和5年		指数		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	平成29年	令和2年	令和5年
総数	76,084	100.0%	72,859	100.0%	68,931	100.0%	100.0	95.8	90.6
6歳未満	244	0.3%	222	0.3%	199	0.3%	100.0	91.0	81.6
6～17歳	874	1.1%	812	1.1%	765	1.1%	100.0	92.9	87.5
18～64歳	18,462	24.3%	16,433	22.6%	14,871	21.6%	100.0	89.0	80.5
65歳以上	56,504	74.3%	55,392	76.0%	53,096	77.0%	100.0	98.0	94.0

※障害者数は各年3月31日現在

### ④障害種別・障害等級別・年齢階層別

障害種別・障害等級別・年齢階層別

(単位:人)

		合計	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害	
実 数	合計	68,931	4,925	7,688	785	31,759	23,774	
	重度	計	29,815	3,499	1,694	74	11,716	12,832
		6歳未満	121	2	11	0	68	40
		6～17歳	475	19	52	2	311	91
		18～64歳	7,713	698	523	21	3,896	2,575
		65歳以上	21,506	2,780	1,108	51	7,441	10,126
	中・ 軽度	計	39,116	1,426	5,994	711	20,043	10,942
		6歳未満	78	1	33	3	15	26
		6～17歳	290	9	65	4	136	76
		18～64歳	7,158	294	553	226	4,208	1,877
65歳以上		31,590	1,122	5,343	478	15,684	8,963	
構 成 比	合計	100.0%	7.1%	11.2%	1.1%	46.1%	34.5%	
	重度	計	43.3%	5.0%	2.5%	0.1%	17.1%	18.6%
		6歳未満	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
		6～17歳	0.7%	0.0%	0.1%	0.0%	0.5%	0.1%
		18～64歳	11.2%	1.0%	0.8%	0.0%	5.7%	3.7%
		65歳以上	31.2%	4.0%	1.6%	0.1%	10.8%	14.7%
	中・ 軽度	計	56.7%	2.1%	8.7%	1.0%	29.0%	15.9%
		6歳未満	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
		6～17歳	0.4%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%
		18～64歳	10.4%	0.4%	0.8%	0.3%	6.1%	2.7%
65歳以上		45.8%	1.6%	7.8%	0.7%	22.7%	13.0%	

※令和5年3月31日現在

※重度(1～2級)、中・軽度(3～6級)

## (2) 知的障害

### ① 障害等級別

療育手帳所持者は令和5年3月31日現在 16,361 人で、令和2年より622人増加しています。障害等級別にみると、重度及び中・軽度ともに増加しています。

障害等級別療育手帳所持者数と構成割合

(単位:人)

	平成29年		令和2年		令和5年		指数		
		構成比		構成比		構成比	平成29年	令和2年	令和5年
総数	14,737	100.0%	15,739	100.0%	16,361	100.0%	100.0	106.8	111.0
重度計	6,197	42.1%	6,560	41.7%	6,644	41.7%	100.0	105.9	107.2
A	19	0.2%	17	0.1%	13	0.1%	100.0	89.5	68.4
A 1	3,408	23.1%	3,649	23.2%	3,722	23.2%	100.0	107.1	109.2
A 2	2,770	18.8%	2,894	18.4%	2,909	18.4%	100.0	104.5	105.0
中・軽度計	8,540	57.9%	9,179	58.3%	9,717	58.3%	100.0	107.5	113.8
B	11	0.1%	7	0.0%	7	0.0%	100.0	63.6	63.6
B 1	3,882	26.3%	4,224	26.8%	4,378	26.8%	100.0	108.8	112.8
B 2	4,647	31.5%	4,948	31.5%	5,332	31.5%	100.0	106.5	114.7

※障害者数は各年3月31日現在

### ② 年齢階層別

年齢階層別に見ると、ほとんどの階層で増加しています。

年齢階層別療育手帳所持者数と構成割合

(単位:人)

	平成29年		令和2年		令和5年		指数		
		構成比		構成比		構成比	平成29年	令和2年	令和5年
総数	14,737	100.0%	15,739	100.0%	16,361	100.0%	100.0	106.8	111.0
6歳未満	209	1.4%	202	1.3%	178	1.1%	100.0	96.7	85.2
6~17歳	2,153	14.6%	2,302	14.6%	2,478	15.1%	100.0	106.9	115.1
18~39歳	5,209	35.4%	5,518	35.1%	5,771	35.3%	100.0	105.9	110.8
40~64歳	5,304	36.0%	5,482	34.8%	5,518	33.7%	100.0	103.4	104.0
65歳以上	1,862	12.6%	2,235	14.2%	2,416	14.8%	100.0	120.0	129.8

※障害者数は各年3月31日現在

### ③ 障害等級別・年齢階層別

障害等級別・年齢階層別

(単位:人)

		計	重度計	A	A 1	A 2	中・軽度計	B	B 1	B 2
		実数	合計	16,361	6,644	13	3,722	2,909	9,717	7
	6歳未満	178	90	0	32	58	88	0	43	45
	6~17歳	2,478	823	0	465	358	1,655	0	519	1,136
	18~39歳	5,771	2,102	1	1,293	808	3,669	0	1,310	2,359
	40~64歳	5,518	2,531	5	1,452	1,074	2,987	6	1,625	1,356
	65歳以上	2,416	1,098	7	480	611	1,318	1	881	436
構成比	合計	100.0%	40.6%	0.1%	22.7%	17.8%	59.4%	0.0%	26.8%	32.6%
	6歳未満	1.2%	0.6%	0.0%	0.2%	0.4%	0.6%	0.0%	0.3%	0.3%
	6~17歳	15.1%	5.0%	0.0%	2.8%	2.2%	10.1%	0.0%	3.2%	6.9%
	18~39歳	35.3%	12.8%	0.0%	7.9%	4.9%	22.4%	0.0%	8.0%	14.4%
	40~64歳	33.6%	15.5%	0.0%	8.9%	6.6%	18.2%	0.0%	9.9%	8.3%
	65歳以上	14.8%	6.7%	0.1%	2.9%	3.7%	8.1%	0.0%	5.4%	2.7%

※令和5年3月31日現在

### (3) 精神障害

#### ① 障害等級別

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和 5 年 3 月 31 日現在 14,699 人で、年々増加傾向にあります。

障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数と構成割合

(単位:人)

	平成29年		令和2年		令和5年		指数		
		構成比		構成比		構成比	平成29年	令和2年	令和5年
総数	10,384	100.0%	12,981	100.0%	14,699	100.0%	100.0	125.0	141.6
1 級	1,180	11.4%	1,145	8.8%	1,187	8.1%	100.0	97.0	100.6
2 級	6,495	62.5%	7,828	60.3%	8,619	58.6%	100.0	120.5	132.7
3 級	2,709	26.1%	4,008	30.9%	4,893	33.3%	100.0	148.0	180.6

※障害者数は各年3月31日現在

#### ② 入院・通院者数

精神障害のある人は、医療機関の利用状況から見ると、令和 4 年 6 月末現在で精神科病院に入院している人が 6,235 人となっており、平成 28 年度の 6,743 人から 508 人(0.9%減)減少しています。

また、令和 4 年度では自立支援医療費(精神通院医療費)を受給し、通院している人は、21,706 人となっており、平成28年度の 18,641 人から 3,065 人(1.2%増)増加しています。

精神科病院入院患者数、自立支援医療費(精神通院医療費)受給者数

(単位:人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神科病院入院患者数	6,743	6,730	6,414	6,504	6,448	6,333	6,235
自立支援医療費(精神通院医療費)受給者数	18,641	18,739	20,165	20,308	16,870	21,427	21,706
計	25,384	25,469	26,579	26,812	23,318	27,760	27,941

※精神科病院入院患者数は各年度6月30日現在

自立支援医療費(精神通院医療費)受給者数は、各年度3月31日現在

精神科病床数の全国比較

(単位:床)

区分	病床数	病床数(人口万人対)
全国	300,801	23.8
長崎県	7,317	55.8

※令和4年6月30日現在

#### (4) 依存症

依存症とは、自分の意志や精神力では、その行動をコントロールできなくなる病気です。依存症の種類は、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症があります。

本県において、依存症(アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症)で医療機関を受診している人の数は、下記のとおりです。

依存症の疾患についての認知度がまだ低く、専門の医療機関も少ないことなどから、実数の把握は困難な状況にあります。

種別	アルコール依存症				薬物依存症				ギャンブル等依存症			
	H29	H30	R1	R2	H29	H30	R1	R2	H29	H30	R1	R2
入院診療をしている精神病床をもつ病院数	34	33	34	36	19	14	13	13	23	22	14	13
外来診療をしている医療機関数	73	76	75	75	25	31	28	28	8	6	7	7
精神病床での入院患者数	697	666	671	614	65	67	63	48	23	22	14	13
精神外来患者数	1,019	1,054	1,048	1,058	150	163	166	169	39	44	54	46

出典：「国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 精神医療政策研究部 精神保健福祉資料」

データ：NDB(ナショナルデータベース)

#### (5) 発達障害

発達障害とは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。障害の種別では、精神障害に分類されます。

本県においては、発達障害児を早期発見し、早期対応につなげるため、乳幼児健診における発達障害についての健診を行っておりますが、対象が乳幼児期に限られていることもあり、障害児者の実数等の把握が困難な状況にあります。

なお、平成27年に長崎県教育委員会が行った「通常の学級に在籍する発達障害があると思われる子どもに関する実態調査」によると、担任等が文部科学省のチェックリスト等に該当するとした発達障害と思われる子どもの割合は、7.6%であったという結果が出ています。

また、令和4年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされる児童生徒の割合が、小中学校においては推定値8.8%、高等学校においては推定値2.2%であったことが報告されています。

#### (6) 高次脳機能障害

高次脳機能障害とは、一般に、交通事故等による外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を指すものとされています。

高次脳機能障害者については、普及啓発等の成果により徐々に認知度が高まっています。しかし、受傷から時間が経過してこの障害が明らかになる等の特徴から、実数の把握は困難な状況にあります。

(7) 難病等

平成25年4月1日に施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等が追加されました。難病等とは、障害者総合支援法において「治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されています。

なお、障害者総合支援法の対象となる難病等患者の実人数の把握は困難な状況ですが、難病のうち国と県による医療費助成の対象となる338疾患（指定難病）の医療受給者証の認定者数は、令和5年3月31日現在、13,665人です。

疾患別にみると、パーキンソン病の患者数が最も多く1,804人、次いで潰瘍性大腸炎1,383人、全身性エリテマトーデス972人、クローン病520人、後縦靭帯骨化症483人となっています。

特定疾患(指定難病)別 受給者証交付状況

(単位:人)

令和3年			令和4年			令和5年		
	人数	構成比		人数	構成比		人数	構成比
パーキンソン病	1,757	13.0%	パーキンソン病	1,808	13.2%	パーキンソン病	1,804	12.9%
潰瘍性大腸炎	1,387	10.2%	潰瘍性大腸炎	1,353	9.9%	潰瘍性大腸炎	1,383	9.9%
全身エリテマトーデス	939	6.9%	全身エリテマトーデス	954	7.0%	全身エリテマトーデス	972	7.0%
後縦靭帯骨化症	535	3.9%	クローン病	506	3.7%	クローン病	520	3.7%
網膜色素変性症	502	3.7%	後縦靭帯骨化症	481	3.5%	後縦靭帯骨化症	483	3.5%
その他	8,441	62.3%	その他	8,604	62.7%	その他	8,782	63.0%
全体	13,561	100.0%	全体	13,706	100.0%	全体	13,944	100.0%

※各年3月31日現在。疾患ごとの計上のため人数は延べ数。

## 2. サービス提供等の現状

### (1) 障害福祉サービス等の利用状況

令和3年度から令和5年度の利用状況は下記のとおりです。サービス等利用量は増加傾向であり、訪問系サービス、日中活動系サービスの就労移行支援について高い伸び率となっています。

区分	サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス (時間分)	居宅介護	53,201	55,299	56,762
	重度訪問介護			
	同行援護			
	行動援護			
	重度障害者等包括支援			
日中活動系 サービス(日分)	生活介護	89,595	90,424	89,171
	自立訓練(機能訓練)	164	136	147
	自立訓練(生活訓練)	3,894	3,917	3,038
	就労選択支援	0	0	0
	就労移行支援	3,259	3,161	4,028
	就労継続支援(A型)	19,505	21,864	20,877
	就労継続支援(B型)	107,395	111,012	109,166
	就労定着支援	40	41	37
	短期入所	3,932	4,446	4,016
居住系サービス (人分)	共同生活援助	3,041	3,179	3,206
	自立生活援助	49	43	45
入所系サービス (人分)	施設入所支援	2,280	2,254	2,297
	療養介護	532	520	517
その他サービス (人分)	計画相談支援	3,645	3,643	3,373
	地域相談支援 (地域移行支援)	6	3	11
	地域相談支援 (地域定着支援)	33	23	27

※1月あたりの実績数。

※時間分は、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※人分は実人員。

※令和3年度、令和4年度は各年度末実績分、令和5年度は7月実績分。

※就労選択支援は、令和7年度中のサービス開始予定。

(2) 障害児支援等の利用状況

障害児支援サービスの利用状況は下記のとおりです。通所系サービスと障害児相談支援が増加し、入所系サービスは減少しています。

区分	サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所系サービス (日分)	児童発達支援	10,478	12,401	10,684
	放課後等デイサービス	48,707	55,032	61,913
	居宅訪問型 児童発達支援	0	4	5
	保育所等訪問支援	242	542	674
入所系サービス (人分)	障害児入所支援	73	71	68
	医療型障害児入所支援	46	42	39
その他サービス (人分)	障害児相談支援	1,400	1,483	1,732

※1月あたりの実績数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※人分は実人員。

※令和3年度、令和4年度は各年度末実績分、令和5年度は7月実績分。

### 3. 障害保健福祉圏域ごとの現状

#### (1) 長崎圏域

【構成市及び町】長崎市

【人口】 393,597人(令和5年10月1日現在)

【障害者数】 32,579人(令和5年3月31日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 22,590人
- ・療育手帳所持者数 4,529人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 5,460人

#### ○圏域の福祉資源

- ・ 県庁所在市であり、人口、障害者数、事業所数が最も多い地域で、各サービスにおいて利用者のニーズを概ね満たしていますが、グループホームが不足しています。また、重症心身障害児・者が利用できる事業所が少ないため、ニーズに沿った拡充が必要です。
- ・ 一般就労に向け就労移行支援に力を入れていくとともに、福祉的就労の充実に向け工賃向上の取組を推進しています。また、小児の発達障害等の診察可能な医療機関が不足しており、早期発見・療育の一環として、乳幼児健診からスムーズに障害福祉サービス等の利用につなげるための体制の整備が求められています。
- ・ 障害児通所支援事業について、特に放課後等デイサービス事業所が増えています。サービスの質の低下につながらないよう、指導体制などを強化していく必要があります。

#### ○サービスの利用状況

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
訪問	居宅介護	94	931	12,174
	重度訪問介護	91	32	7,540
	同行援護	43	135	1,946
	行動援護	10	26	386
	重度障害者等包括支援	0	0	0
日中活動	生活介護	35	1,279	23,688
	自立訓練(機能訓練)	1	19	98
	自立訓練(生活訓練)	4	74	1,788
	就労選択支援	0	0	0
	就労移行支援	10	57	1,119
	就労継続支援(A型)	18	346	7,124

	就労継続支援(B型)	51	1,522	26,600
	就労定着支援	8	18	-
	短期入所(福祉型)	31	120	897
	短期入所(医療型)		23	114
居住	共同生活援助	43	654	-
	自立生活援助	2	0	-
入所	施設入所支援	8	645	-
	療養介護	1	153	-
相談支援	計画相談支援	50	1,164	-
	地域移行支援	14	5	-
	地域定着支援	14	19	-

※1月あたりの実績数(令和5年7月実績)。下表も同様。

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

#### 【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
通所支援	児童発達支援	95	606	3,719
	放課後等デイサービス		1,706	22,538
	保育所等訪問支援	24	226	494
	居宅訪問型児童発達支援	3	0	0
相談	障害児相談支援	43	551	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(2) 西彼圏域

【構成市及び町】西海市、長与町、時津町

【人口】 93,321人(令和5年10月1日現在)

【障害者数】 6,212人(令和5年3月31日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 4,388人
- ・療育手帳所持者数 1,075人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 749人

○圏域の福祉資源

- ・長崎市近郊のため、圏域内には長崎市内の事業所を利用されている方が多くいます。また、西海市北部では佐世保市内の事業所を利用されている方もいます。今後は利用者の方のニーズに合わせ、住み慣れた身近な地域でサービス利用できる環境の整備が求められています。
- ・特に、グループホーム、短期入所事業所、重症心身障害児及び医療的ケア児が利用可能な通所事業所が不足しています。

○サービスの利用状況

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
訪問	居宅介護	17	87	908
	重度訪問介護	16	7	1,973
	同行援護	7	19	197
	行動援護	1	2	25
	重度障害者等包括支援	0	0	0
日中活動	生活介護	10	251	4,643
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	1	4	44
	就労選択支援	0	0	0
	就労移行支援	1	11	235
	就労継続支援(A型)	5	76	1,571
	就労継続支援(B型)	18	383	8,543
	就労定着支援	0	2	-
	短期入所(福祉型)	5	14	146
	短期入所(医療型)		7	38

居住	共同生活援助	12	164	-
	自立生活援助	1	5	-
入所	施設入所支援	3	132	-
	療養介護	0	27	-
相談支援	計画相談支援	10	141	-
	地域移行支援	6	3	-
	地域定着支援	6	0	-

※1月あたりの実績数(令和5年7月実績)。下表も同様。

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

#### 【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
通所支援	児童発達支援	21	188	1,234
	放課後等デイサービス		415	4,456
	保育所等訪問支援	2	24	32
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
相談	障害児相談支援	5	110	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(3) 佐世保圏域

【構成市及び町】佐世保市

【人口】 233,598 人(令和 5 年 10 月 1 日現在)

【障害者数】 17,959 人(令和 5 年 3 月 31 日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 12,621 人
- ・療育手帳所持者数 2,862 人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 2,476 人

○圏域の福祉資源

- ・ 佐世保市は平成 28 年 4 月から中核市となり、圏域としては県央圏域に次いで 3 番目に人口、障害者の数が多い圏域です。
- ・ 各サービス事業所が充足している圏域であり、数としては利用者のニーズを満たしてきています。一方で、障害児の入所施設が不足しており、福祉型短期入所施設の拡充が必要です。
- ・ 重心児・医療的ケア児のレスパイト(医療型短期入所)が不足しており、市外の施設を利用している現状であるため、早急に医療型短期入所の新設が必要です。

○サービスの利用状況

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
訪問	居宅介護	22	183	1,464
	重度訪問介護	14	13	2,532
	同行援護	4	27	297
	行動援護	2	9	80
	重度障害者等包括支援	0	0	0
日中活動	生活介護	36	941	16,853
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	6	23	402
	就労選択支援	0	0	0
	就労移行支援	9	29	515
	就労継続支援(A型)	11	158	3,251
	就労継続支援(B型)	57	1,173	22,481
	就労定着支援	0	1	-
	短期入所(福祉型)	15	36	210
	短期入所(医療型)		9	30

居住	共同生活援助	41	622	-
	自立生活援助	0	0	-
入所	施設入所支援	7	400	-
	療養介護	0	83	-
相談支援	計画相談支援	30	525	-
	地域移行支援	7	0	-
	地域定着支援	4	0	-

※1月あたりの実績数(令和5年7月実績)。下表も同様。

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

#### 【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
通所支援	児童発達支援	49	283	1,857
	放課後等デイサービス		934	9,583
	保育所等訪問支援	6	25	27
	居宅訪問型児童発達支援	3	1	5
相談	障害児相談支援	25	236	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(4) 県北圏域

【構成市及び町】平戸市、松浦市、佐々町

【人口】 61,600人(令和5年10月1日現在)

【障害者数】 5,437人(令和5年3月31日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 3,961人
- ・療育手帳所持者数 920人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 556人

○圏域の福祉資源

- ・全体的に障害福祉施設が少なく、佐世保市内のサービス事業所を利用する方が多くいます。県北圏域全体において、就労継続支援A型事業所、グループホーム、生活介護、就移行支援事業所、短期入所サービスが不足しています。
- ・児童の通所支援事業所や就労継続支援B型事業所が増えてきています。
- ・障害児の保育所等での受入が良い傾向にあります。引き続き保育所訪問支援等に力を入れ、保育所での障害児への支援体制の充実を図っていく必要があります。

○サービスの利用状況

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
訪問	居宅介護	15	126	939
	重度訪問介護	13	0	0
	同行援護	8	32	69
	行動援護	0	12	24
	重度障害者等包括支援	0	0	0
日中活動	生活介護	5	258	5,840
	自立訓練(機能訓練)	0	1	26
	自立訓練(生活訓練)	0	3	31
	就労選択支援	0	0	0
	就労移行支援	0	26	334
	就労継続支援(A型)	2	46	868
	就労継続支援(B型)	29	455	8,787
	就労定着支援	0	0	-
	短期入所(福祉型)	4	8	72
短期入所(医療型)	1		9	

居住	共同生活援助	6	235	-
	自立生活援助	0	0	-
入所	施設入所支援	2	173	-
	療養介護	0	32	-
相談支援	計画相談支援	14	180	-
	地域移行支援	3	1	-
	地域定着支援	3	0	-

※1月あたりの実績数(令和5年7月実績)。下表も同様。

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

#### 【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
通所支援	児童発達支援	15	58	381
	放課後等デイサービス		189	2,889
	保育所等訪問支援	0	4	8
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
相談	障害児相談支援	13	99	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(5) 県央圏域

【構成市及び町】諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町

【人口】 262,478人(令和5年10月1日現在)

【障害者数】 17,590人(令和5年3月31日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 11,667人
- ・療育手帳所持者数 3,447人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 2,476人

○圏域の福祉資源

- ・各サービスの事業所数が非常に増えてきており、数としては概ね充足してきていますが、グループホーム及び就労継続支援A型事業所が比較的少ない状況にあります。また、サービス事業所は2市内に集中しており、東彼3町においては特に就労継続支援A型事業所、就労移行支援事業所及び児童の通所サービスが不足しています。
- ・専門性の高い医療機関が複数あり、また県内にある医療型障害児施設・療養介護事業所5箇所のうち4箇所がこの圏域にあり、医療的ケアを要する障害児・者に対するサービスも他の圏域に比べ整っています。しかし、医療的ケアを要する障害児・者に対するサービス事業所については2市内に限られるため、サービス利用時の送迎体制の充実が必要との意見があります。

○サービスの利用状況

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
訪問	居宅介護	46	415	4,813
	重度訪問介護	44	63	11,767
	同行援護	20	86	2,034
	行動援護	2	29	150
	重度障害者等包括支援	0	0	0
日中活動	生活介護	62	905	16,907
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	8	39	442
	就労選択支援	0	0	0
	就労移行支援	9	104	1,280
	就労継続支援(A型)	15	210	3,617
	就労継続支援(B型)	71	1,249	21,835
	就労定着支援	4	14	-

	短期入所(福祉型)	43	290	1,417
	短期入所(医療型)		37	113
居住	共同生活援助	42	652	-
	自立生活援助	2	18	-
入所	施設入所支援	11	340	-
	療養介護	4	117	-
相談支援	計画相談支援	34	665	-
	地域移行支援	9	2	-
	地域定着支援	9	7	-

※1月あたりの実績数(令和5年7月実績)。下表も同様。

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

#### 【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
通所支援	児童発達支援	101	429	2,822
	放課後等デイサービス		1,227	14,683
	保育所等訪問支援	19	91	96
	居宅訪問型児童発達支援	1	0	0
相談	障害児相談支援	31	414	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(6) 県南圏域

【構成市及び町】島原市、雲仙市、南島原市

【人口】 120,716 人(令和 5 年 10 月 1 日現在)

【障害者数】 9,672 人(令和 5 年 3 月 31 日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 6,871 人
- ・療育手帳所持者数 1,771 人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 1,030 人

○圏域の福祉資源

- ・人口規模に対し、グループホームの整備が進んでいる地域です。
- ・障害児福祉サービスの利用者増加に伴い、通所サービス(主に放課後等デイサービス)が不足しているため、障害児の支援体制の充実を図っていく必要があります。

○サービスの利用状況

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
訪問	居宅介護	12	136	2,338
	重度訪問介護	12	2	578
	同行援護	2	13	150
	行動援護	4	25	227
	重度障害者等包括支援	0	0	0
日中活動	生活介護	42	597	12,078
	自立訓練(機能訓練)	0	1	23
	自立訓練(生活訓練)	3	6	76
	就労選択支援	0	0	0
	就労移行支援	3	10	225
	就労継続支援(A型)	15	172	3,564
	就労継続支援(B型)	37	569	10,962
	就労定着支援	2	2	-
	短期入所(福祉型)	21	78	719
	短期入所(医療型)		15	69
居住	共同生活援助	39	527	-
	自立生活援助	1	21	-

入所	施設入所支援	9	255	-
	療養介護	0	63	-
相談支援	計画相談支援	19	305	-
	地域移行支援	14	0	-
	地域定着支援	14	0	-

※1月あたりの実績数(令和5年7月実績)。下表も同様。

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

#### 【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
通所支援	児童発達支援	34	70	355
	放課後等デイサービス		388	6,155
	保育所等訪問支援	7	5	7
	居宅訪問型児童発達支援	1	0	0
相談	障害児相談支援	18	227	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(7) 五島圏域

【構成市及び町】五島市

【人口】 32,640 人(令和 5 年 10 月 1 日現在)

【障害者数】 3,073 人(令和 5 年 3 月 31 日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 1,974 人
- ・療育手帳所持者数 588 人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 511 人

○圏域の福祉資源

- ・ 本県の離島部では最も人口も多く、障害者数も最も多い圏域です。
- ・ 他の離島部に比べ、全体的に事業所数は充実してきていますが、医療的ケア児・者に対する短期入所サービス事業所がなく、個々のニーズを拾い上げられるサービス提供体制構築が望まれます。
- ・ サービス提供体制が圏域内で完結するため、事業所間の連携が取りやすいというメリットがあります。また、精神障害者への地域移行についても、行政と医療機関及び相談支援事業所が連携した取組が進められている圏域です。

○サービスの利用状況

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
訪問	居宅介護	7	73	866
	重度訪問介護	7	0	0
	同行援護	2	1	4
	行動援護	0	2	16
	重度障害者等包括支援	0	0	0
日中活動	生活介護	6	169	3,261
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	0	0	0
	就労選択支援	0	0	0
	就労移行支援	1	4	61
	就労継続支援(A型)	1	10	192
	就労継続支援(B型)	12	203	3,911
就労定着支援	0	0	-	

	短期入所(福祉型)	6	6	42
	短期入所(医療型)		1	4
居住	共同生活援助	10	144	-
	自立生活援助	0	0	-
入所	施設入所支援	1	103	-
	療養介護	0	17	-
相談支援	計画相談支援	6	106	-
	地域移行支援	1	0	-
	地域定着支援	1	1	-

※1月あたりの実績数(令和5年7月実績)。下表も同様。

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

#### 【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
通所支援	児童発達支援	4	52	156
	放課後等デイサービス		79	671
	保育所等訪問支援	1	5	10
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
相談	障害児相談支援	5	35	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(8) 上五島圏域

【構成市及び町】新上五島町、小値賀町

【人口】 18,359人(令和5年10月1日現在)

【障害者数】 1,821人(令和5年3月31日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 1,228人
- ・療育手帳所持者数 390人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 203人

○圏域の福祉資源

- ・令和4年4月に障害者就業・生活支援センターが設置されました。今後は、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び関係機関と連携した就労支援の取組が必要です。
- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に取組み、障害のある人のニーズに応じた適切なサービスへ繋ぐことができるような相談支援体制を整備していくことが求められます。

○サービスの利用状況

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
訪問	居宅介護	7	49	399
	重度訪問介護	7	0	0
	同行援護	0	2	50
	行動援護	0	1	3
	重度障害者等包括支援	0	0	0
日中活動	生活介護	3	138	2,477
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	0	4	96
	就労選択支援	0	0	0
	就労移行支援	1	12	243
	就労継続支援(A型)	1	20	387
	就労継続支援(B型)	3	78	1,515
	就労定着支援	0	0	-
	短期入所(福祉型)	3	6	71
	短期入所(医療型)		0	0

居住	共同生活援助	3	93	-
	自立生活援助	0	1	-
入所	施設入所支援	1	101	-
	療養介護	0	3	-
相談支援	計画相談支援	3	101	-
	地域移行支援	2	0	-
	地域定着支援	2	0	-

※1月あたりの実績数(令和5年7月実績)。下表も同様。

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

#### 【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
通所支援	児童発達支援	4	9	27
	放課後等デイサービス		44	308
	保育所等訪問支援	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
相談	障害児相談支援	3	1	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(9) 壱岐圏域

【構成市及び町】壱岐市

【人口】 23,371 人(令和5年10月1日現在)

【障害者数】 2,030 人(令和5年3月31日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 1,419 人
- ・療育手帳所持者数 390 人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 221 人

○圏域の福祉資源

- ・平成29年4月に島内に障害者支援施設が新規開設されました。今後、島外の施設や事業所を利用している障害のある人が希望すれば島内に戻ることができるよう、生活介護サービス等の日中活動系サービスの整備も併せて進めていくことが必要です。
- ・圏域には障害者就業・生活支援センター及び就労移行支援事業所がなく、一般就労への移行に向けた体制の整備に特に力を注ぐ必要があります。

○サービスの利用状況

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
訪問	居宅介護	7	37	551
	重度訪問介護	7	2	1,393
	同行援護	5	3	20
	行動援護	0	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0	0
日中活動	生活介護	1	84	1,882
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	1	13	159
	就労選択支援	0	0	0
	就労移行支援	0	0	0
	就労継続支援(A型)	0	8	175
	就労継続支援(B型)	4	113	2,101
	就労定着支援	0	0	-
	短期入所(福祉型)	3	3	37
	短期入所(医療型)		0	0
居住	共同生活援助	3	53	-
	自立生活援助	0	0	-

入所	施設入所支援	1	83	-
	療養介護	0	11	-
相談支援	計画相談支援	3	50	-
	地域移行支援	1	0	-
	地域定着支援	1	0	-

※1月あたりの実績数(令和5年7月実績)。下表も同様。

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

#### 【障害児支援】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
通所支援	児童発達支援	2	10	37
	放課後等デイサービス		22	328
	保育所等訪問支援	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
相談	障害児相談支援	3	41	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

(10) 対馬圏域

【構成市及び町】対馬市

【人口】 26,654 人(令和5年10月1日現在)

【障害者数】 2,902 人(令和5年3月31日現在)

- ・身体障害者手帳所持者数 2,212 人
- ・療育手帳所持者数 389 人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 301 人

○圏域の福祉資源

- ・ 島内には入所施設が1箇所ありますが、地域移行の受け皿となるグループホームも1箇所しかなく、地域移行に課題を抱えています。また、多くの障害のある人が島外の施設や事業所を利用せざるを得ない状況です。
- ・ 今後、島外の施設や事業所を利用している方が希望すれば島内に戻ることができるよう、グループホーム及び日中活動系サービスの整備をより一層進めていくことが必要です。

○サービスの利用状況

【障害福祉サービス等】

区分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
訪問	居宅介護	4	91	784
	重度訪問介護	4	1	5
	同行援護	1	5	40
	行動援護	0	2	20
	重度障害者等包括支援	0	0	0
日中活動	生活介護	1	71	1,542
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	0	0	0
	就労選択支援	0	0	0
	就労移行支援	0	1	16
	就労継続支援(A型)	0	6	128
	就労継続支援(B型)	4	121	2,431
	就労定着支援	0	0	-
	短期入所(福祉型)	2	2	28
	短期入所(医療型)		0	0
居住	共同生活援助	1	62	-
	自立生活援助	0	0	-

入 所	施設入所支援	1	65	-
	療養介護	0	11	-
相 談 支 援	計画相談支援	4	136	-
	地域移行支援	0	0	-
	地域定着支援	0	0	-

※1月あたりの実績数(令和5年7月実績)。下表も同様。

※訪問系サービスは、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※日中系サービスは、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※居住系・入所系サービス、相談支援は、実人員。

#### 【障害児支援】

区 分	サービス	施設数	現状(令和5年度)	
			利用者数	実績
通 所 支 援	児童発達支援	5	18	96
	放課後等デイサービス		26	302
	保育所等訪問支援	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
相 談	障害児相談支援	3	18	-

※障害児通所支援は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※相談支援は、実人員。

## 第3章 重点的に取り組む施策

### 1. 成果目標と目標達成のための方策

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

##### 【現状と課題】

- 令和 4 年度末時点における地域生活移行者数は、543 人であり、第 6 期目標値（643 人）の達成率は84.4%となっています。
- 令和 4 年度末時点における施設入所者数は、2,243 人であり、第 6 期目標値（2,294 人）の達成率は 234.2%となっています。
- 施設入所者数が減少した要因の一つには、地域移行の受け皿となるグループホームが年々増加してきたことなどが考えられますが、グループホームの新設について、世話人の不足等の課題が見受けられます。また、福祉施設入所者の重度化や高齢化によりグループホームでの対応が困難な入所者も認められ、重度化、高齢化した障害者であっても入居できるような日中サービス支援型グループホームによる常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制の整備が必要です。

##### (参考) グループホームの箇所数及び定員数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
箇所数	177 箇所	188 箇所	192 箇所	200 箇所
定員数	3,663 人	3,928 人	3,996 人	4,236 人

(毎年度 4 月 1 日時点)

- 地域生活への移行を円滑に進めるためには、施設入所者の社会生活能力を高めるための自立訓練等の充実、地域での暮らしをサポートするための訪問系サービス・日中活動系サービスの確保、各種ニーズに対応するための相談支援体制の構築などが求められます。

##### 【成果目標】

- 令和 8 年度までの地域生活移行者数は、国の基本指針に基づき、令和 4 年度末時点における施設入所者の 6%以上が令和 8 年度末までに地域生活へ移行することとします。

入所者数		地域生活移行実績	目標値
平成 17 年度末時点 (第 1 期計画)	令和 4 年度末時点	平成 18~ 令和 4 年度末	第 7 期目標値 (令和 8 年度末)
2,998 人	2,243 人	543 人	678 人 <small>(平成 18~令和 8 年度末の累計)</small>

○令和 8 年度末時点における福祉施設入所者は、国の基本指針に基づき、令和 4 年度末時点から 5%以上削減することとします。

入所者数		目標値
平成 17 年度末時点 (第 1 期計画)	令和 4 年度末時点	第 7 期目標値 (令和 8 年度末)
2,998 人	2,243 人	2,130 人

#### 【目標達成のための方策】

- 地域移行の受け皿となるグループホームの整備について、公営住宅の活用等や、重度の障害がある人を対象としたグループホームについては、引き続き社会福祉整備費補助金による整備費の助成を検討していきます。また、グループホームの整備にあたり地域住民の方の理解が得られるよう、日頃から障害者差別禁止法等の PR を積極的に進めていきます。
- 強度行動障害支援者養成研修を実施し介護職員のスキルアップを図り、行動障害を有する利用者についてもグループホーム等での受入体制を整えていきます。
- 障害者を含めた住宅確保要配慮者の居住を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度を推進するとともに市町への居住支援協議会の設立を促していきます。
- グループホームを利用しながら、アパート等での居宅生活への移行を希望する人に対して、一人暮らしに向けた支援や、グループホーム退居後の相談支援が確実に行われるよう事業者への周知を徹底し、利用者本人の意思を尊重した地域移行の促進に努めます。
- 施設入所支援や共同生活援助を利用していた人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応等を行う自立生活援助について、サービスの普及、活用に向けた働きかけを行います。
- 地域での暮らしをサポートする訪問系サービスを確保するために同行援護従業者養成研修やたんの吸引等に係る研修を、相談支援体制を確保するために相談支援従事

者研修を実施し、介護職員の人材育成を行います。併せて、事業者に対する指導や研修により提供されるサービスの質の確保に努めます。

- 在宅で重症心身障害児者を介護されている方の一時休息（レスパイト）を担うことのできる医療型短期入所施設を増やすことで、介護者の精神的、身体的負担の軽減を図ります。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【現状と課題】

- 長崎県の精神科病院入院患者数は、平成 30 年度が 6,414 人、令和 4 年度が 6,235 人と年々減少しています。
- 入院患者の状況は、入院形態別では、任意入院者が約 8 割を占めており、年齢構成別では、65 歳以上の患者が約 7 割を占めています。在院期間別では、約 7 割が 1 年以上の長期入院となっており、長期入院の高齢者が多く、退院し地域で生活するためには、医療、保健、福祉等関係機関の連携が必要です。
- 自立支援医療（精神通院医療）受給者は、平成 30 年度が 20,165 人、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大による申請延長措置のため 16,870 人と減少しましたが、令和 4 年度は 21,706 人と増加傾向にあり、地域で安心して継続した治療が受けられるような体制づくりが必要です。

### 【成果目標】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のため、精神保健・医療・福祉関係者による協議の場を県、各圏域、市町に設置することを目標とします。

項目		令和 4 年度末 (基準値)	第 7 期目標値 (令和 8 年度)
保健・医療・福祉関係者による協議の場	県	1	1
	圏域	10	10
	市町	20	21

○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数等についての目標は下記のとおりです。

項目		令和4年度 (基準値)	第7期 目標値	設定の考え方
① 平均生活日数の上昇		323日	325日	国の基本指針及び県医療計画による
② 1年以上入院患者数の減少(※1)	65歳未満	1,187人	減少	
	65歳以上	3,116人	減少	
③ 退院率(※2)	入院後 3ヶ月時点	58% (令和元年)	68.9%	国の基本指針及び県医療計画による
	入院後 6ヶ月時点	82% (令和元年)	84.5%	
	入院後 12ヶ月時点	89% (令和元年)	91%	

※1 厚生労働省資料

※2 精神保健福祉資料からの報告より、令和元年6月中に新たに入院した患者のうち、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月時点において退院している者の割合

【目標達成のための方策】

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた体制づくりを行うため、県全体及び各障害保健福祉圏域内の医療、保健、福祉関係者が、地域移行・地域定着に向けた取組等を協議する場を設置します。

○保健所は、市町が行う自立支援協議会へ参加する等、市町と協働しながら連携強化を図ります。

○長崎こども・女性・障害者支援センターを中心に、医療、保健、福祉関係者を対象とした研修会開催等により人材育成を図ります。

○長崎こども・女性・障害者支援センターを中心に、当事者同士が支え合うピア活動を支援するために、保健所及び各関係団体と協働してピアサポーターの養成、活用などを行います。

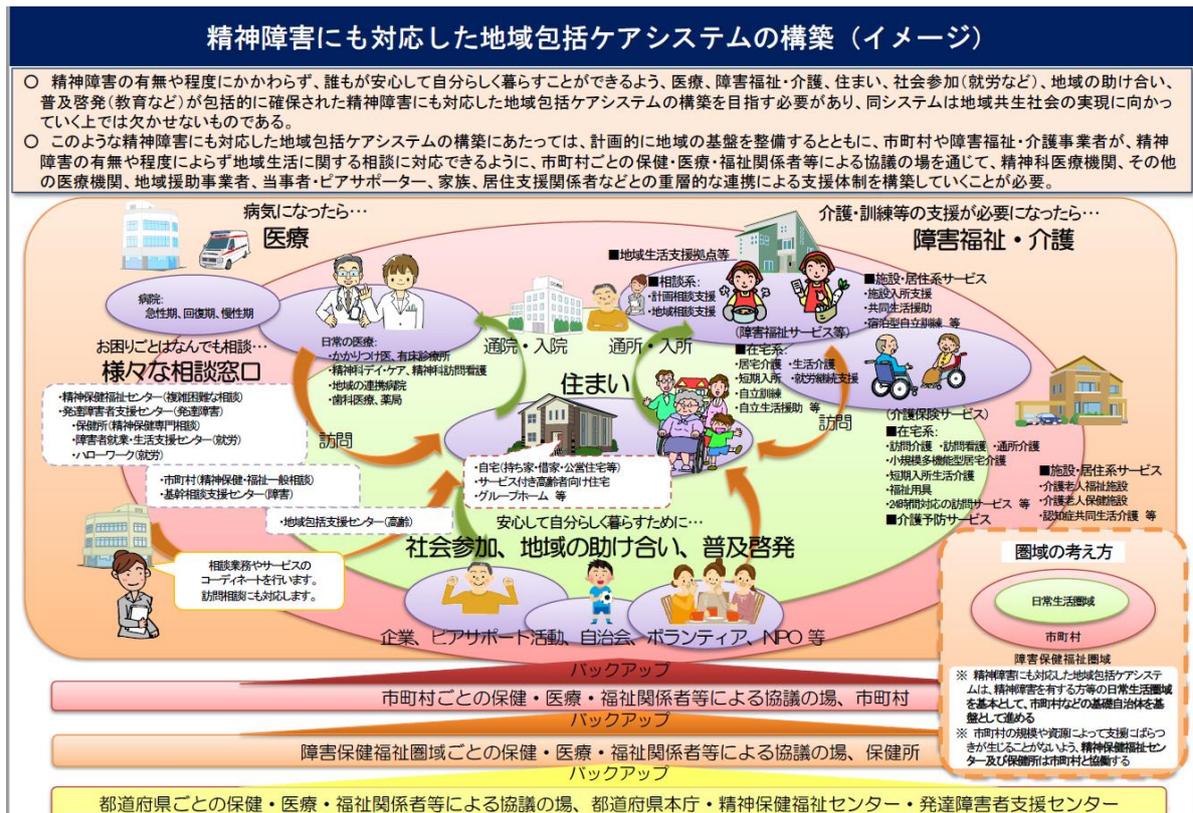
(活動指標)

項目	令和5年度 (基準値)	第7期 目標値	設定の考え方
精神障害者における地域移行支援の利用者数	7	17	過去の実績等に基づき設定
精神障害者における地域定着支援の利用者数	17	26	
精神障害者における地域共同生活援助の利用者数	926	1,054	

精神障害者における自立生活援助の利用者数	14	22	
精神障害者における自立訓練（生活訓練）の利用者数	74	109	

※令和5年度は令和5年7月実績

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ図

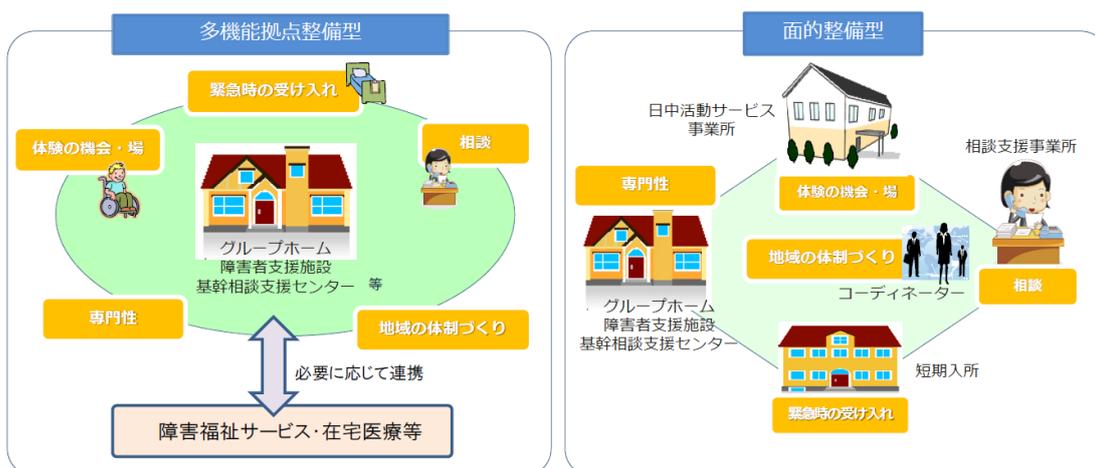


### (3) 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

#### 【現状と課題】

○ 地域生活支援拠点等とは障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のために以下の機能を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制です。地域生活支援拠点は地域の中でさまざまな支援機能を併せ持った拠点であり、障害児・者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるようライフステージに合わせた切れ目ない支援を提供していくことが期待されています。

## 地域生活支援拠点等の整備イメージ図



### \*地域生活支援拠点等に求められる機能

- ・相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・緊急時の受け入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上等）
- ・専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

○地域生活支援拠点等の整備については、各機能を集約した中心的な拠点を整備する「多機能拠点整備型」と各機能を持つ機関の連携を強化して整備する「面的整備型」が国から示されていますが、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各自治体の個別の状況に応じた体制で整備をするものとしています。

### 地域生活支援拠点の設置状況

圏域	設置の有無	圏域	設置の有無
長崎	—	県南	○
西彼	—	五島	○
佐世保	○	上五島	○
県北	○	壱岐	○
県央	○	対馬	○

令和5年4月1日現在

○未設置の自治体においても各市町の自立支援協議会を中心に検討を進めており、各サービス事業所に対しアンケート調査を実施するなど、具体的に協議を進めているところ です。

### 【成果目標】

○各市町又は各圏域に1箇所以上整備を図るとともに、より効果的な支援体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証、検討を実施します。

- 強度行動障害を有する障害者について、各市町又は圏域における今後の支援体制の整備のため、支援ニーズの把握に努めます。

#### 【目標達成のための方策】

- 国の動向を注視し、示された指針や基準等を県内の市町に情報提供を行うとともに、各市町が開催する自立支援協議会にて地域生活支援拠点等の整備について議論・検討を進めていくよう促していきます。また、先進的な取組や好事例を他の市町及び圏域に紹介することで、県内全体の整備を促進していきます。
- 地域生活支援拠点等の整備に必要となる機能を備えた社会福祉施設等について、社会福祉施設等施設整備費補助金等をもって優先的に整備が進むよう配慮していきます。
- 障害のある方が高齢となっても、住み慣れた地域の同一の事業所で引続きサービスを受けられるよう、引き続き「共生型サービス」の周知を図り、当該サービスを開始する事業者の参入を促します。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行

#### 【現状と課題】

- 本県の障害者雇用の状況は、法定雇用率の引き上げや障害者雇用についての理解と関心の高まり等により、近年、増加傾向となっています。
- 福祉施設から一般就労した障害者においても、平成 19 年度以来、一定の増加傾向にありましたが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大幅な減少となりました。その後、再度増加傾向に転じ、令和4年度の実績は 199 名、そのうち、就労移行支援事業所からの一般就労は 60 名、就労継続支援A型からの一般就労は 62 名、就労継続支援B型からの一般就労は 75 名となり、概ね新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻っています。
- 就労移行支援事業所は、原則最長 2 年間の訓練を通じて一般就労への移行を目指す事業所であり、令和3年度末の定員 354 名（休止中事業所除く）のうち約半数がその年度の訓練終了予定者とする、上記実績の 60 名は約 34%に留まっており、この移行率を向上させる必要があります。
- 令和4年度中に就労移行支援事業所等から一般就労した障害者について、1 年以上の定着率が非常に低い状況にあることから、一般就労後の生活面でのサポートや相談体制の整備を通じて定着率を向上させる必要があります。

○障害者の就業面と生活面について一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターについて、現在 7 箇所を設置し、障害者の職業生活における自立に向けた支援を行っていますが、未設置の壱岐圏域についても設置に向けた協議等を行っていく必要があります。

【成果目標】

○令和8年度中の就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数等の目標は下記のとおりです。

項目	第6期目標値 (令和5年度末)	基準値	第7期目標値 (令和8年度末)	設定の考え方
① 福祉施設からの一般就労移行者数	282人	令和3年度の一般就労への移行実績 ----- 156人	282人	基準値の1.28倍 (※)
② 就労移行支援事業からの一般就労移行者数	87人	令和3年度の一般就労移行者数 ----- 47人	89人	基準値の1.31倍 (※)
③ 就労継続支援A型事業所からの一般就労移行者数	49人	令和3年度の一般就労移行者数 ----- 23人	76人	基準値の1.29倍 (※)
④ 就労継続支援B型事業所からの一般就労移行者数	91人	令和3年度の一般就労移行者数 ----- 79人	117人	基準値の1.28倍 (※)
⑤ 就労定着支援事業の利用者数	193人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数 ----- 40人	56人	基準値の1.41倍
⑥ 事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が50%以上の就労移行支援事業所	—	令和3年度における事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が50%以上の就労移行支援事業所の割合 ----- 16%	50%	50%
⑦ 事業利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所	—	令和3年度における事業利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合 ----- 36%	25%	25%

「設定の考え方」の係数は国の基本指針によるもの

※基準値に係数を乗じ、さらに令和4年度末時点における第6期目標値の未達成数を加算し算出

### 【目標達成のための方策】

- 障害保健福祉施策と労働施策の双方から、県と国の労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター等と引き続き連携して、次に掲げる事項（活動指標）について、令和 8 年度の数値目標を設定して取り組みます。
- 具体的には、就労支援に関して支援員等の資質向上等を目的としたセミナー等を実施するとともに、福祉保健、産業労働、教育の関係機関等との障害者雇用連絡協議会、特別支援学校高等部進路指導主事連絡会議などを通じて、連携体制を強化することで積極的に障害者雇用支援に取り組みます。
- 大学（短期大学、大学院、高等専門学校を含む）在学中の学生について、在学中の就労移行支援事業の利用について必要に応じて適切に取り組むよう、関係機関と連携し周知を図ります。
- 直ちに一般就労に移行することが困難な場合においても、地域において自立した生活を実現するため、各種研修会の開催、障害者共同受注センター等と連携した官公需に係る受注機会の拡大等、就労継続支援事業所における工賃等の向上に向けた支援に取り組みます。
- 併せて、就労継続支援事業所に対する農業技術に係る指導・助言や第6次産業化に向けた支援、施設外就労に関する情報提供やマッチング等を行うことで、就労継続支援事業所における工賃の向上を図るとともに、農業分野での就労を支援します。
- 高齢障害者の社会参加や就労ニーズに対応するため、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施するとともに、他のサービスや事業につなぐことができる体制の構築を進めます。
- 障害者就業・生活支援センター未設置の壱岐圏域について、関係機関と協議を行い、設置の手続きを進めていきます。
- 障害者の希望や能力に沿った就労の実現を目的として新たに創設される就労選択支援事業について、サービスを希望する方の円滑な利用が可能となるよう関係機関と連携して実施体制の整備を図ります。また、一般就労後の職場定着率の向上のための就労系福祉サービスの一時利用等についても周知を行います。

### （活動指標）

項目	令和 3 年度 (基準値)	第 7 期 目標値	設定の考え方
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、「障害者に対する職業訓練」の受講者数	6 人	9 人	基準値の 1.5 倍

福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターの支援を受けて就職する者の数	26人	39人	基準値の1.5倍
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	54人	81人	基準値の1.5倍

【参考】 特別支援学校高等部及び高等部専攻科卒業後の状況 単位:人

区分	卒業生数	進学	就職	福祉サービス利用	家庭
視覚障害(高)	4	3	1	0	0
〃(専)	0	0	0	0	0
聴覚障害(高)	2	2	0	0	0
〃(専)	3	0	3	0	0
知的障害(高)	185	3	77	102	3
〃(訪)	1	0	0	1	0
肢体不自由(高)	22	3	0	18	1
〃(訪)	1	0	0	1	0
病弱(高)	8	1	2	5	0
〃(訪)	1	0	0	0	1
計	227	12	83	127	5

注1:令和5年3月31日現在、県教育庁調査。

2:(高)は高等部、(専)は高等部専攻科、(訪)は訪問教育の略。

3:職業訓練法人 長崎能力開発センター入学生は「進学」の区分に算入。

## (5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

### ① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

#### 【現状と課題】

- 平成24年の児童福祉法改正により障害児の通所支援として「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」が創設されました。平成29年度には事業所の開設要件や人員基準が厳格化されましたが、量的な拡大が続いており、事業所数、利用者数ともに増加が続いています。

- 制度創設時から現在に至るまでの課題として、事業所数の増加が続く中で、特に放課後等デイサービスにおいて単なる居場所になっている事例や発達支援の技術が十分でない事例が指摘されており、支援の質の確保が求められています。
- 障害児支援のためには、各地域において障害児通所事業所及び障害児入所施設と発達障害者支援センターや児童発達支援センター等が直接的な支援とバックアップ機関という役割分担を明確にし、十分な連携が確保された重層的な支援体制を構築する必要があります。
- 児童発達支援センターは、その専門的機能を活かし障害児やその家族からの相談に応じるほか、児童発達支援事業所や保育所等への専門的な支援の実施、人材育成や地域住民が障害児者に対する理解を深めるための活動を行うなど、当該地域における障害児支援の中核施設としての役割が求められています。

児童発達支援センターの設置状況

圏域	設置数	圏域	設置数
長崎	4	県南	1
西彼	1	五島	—
佐世保	2	上五島	—
県北	—	壱岐	—
県央	5	対馬	—

令和5年3月31日現在

#### 【成果目標】

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町に少なくとも1箇所以上設置していきます。なお、市町単独での設置が困難な場合には圏域での設置を、地域の実情により未設置の市町については、障害福祉主管部局を中心に、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を整備することを目指します。

#### 【目標達成のための方策】

- 地域の自立支援協議会の中で児童発達支援センターの必要性の認識を共有していきます。地域において、高い支援スキルを持つ事業所に対しては個別の働きかけを行いながら、児童発達支援センターへの移行を促していきます。
- 児童発達支援センターに対して、地域において求められる役割を認識し、保育所等訪問支援の指定を受けるように働きかけていきます。また、受け入れる側の保育所、小学校等に対しては、サービスの円滑な実施が図られるように制度の趣旨を説明し、支援員の訪問に対する理解と協力を求めていきます。
- 保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町において障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築を目指します。

○児童発達支援センターとしての施設整備については、社会福祉施設等施設整備補助金の優先採択とすることで設置を促進していきます。

## ②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の整備

### 【現状と課題】

○難聴児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になってきたため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められています。  
しかしながら、聴覚障害の発見後の療育支援や家族支援において、離島など社会資源が乏しい地域での支援体制が十分に整っていません。

○このため、国の基本指針を踏まえ、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携して難聴児支援のための中核的機能を有する体制を整備していく必要があります。

### 【成果目標】

○令和8年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を整備するとともに、新生児聴覚検査から療育支援につなげる連携体制を整備することを目指します。

### 【目標達成のための方策】

○医療機関及び特別支援学校（聴覚障害）等の関係機関の連携を強化し、難聴児支援を乳児から成人期まで切れ目なく行うための体制整備の推進を図ります。

## ③医療的ケア児等の地域生活支援体制の整備

### 【現状と課題】

○近年、医療技術の進歩等により、医療的ケア児等は増加傾向にありますが、地域において医療的ケア児等を受け入れる障害福祉サービス、訪問医療、保育所、教育機関等の体制が十分には整っていません。

○このため、その解決に向け、保健・医療・福祉・教育等の各分野のより一層の連携を図り、医療的ケア児等の地域での受入体制を充実させていく必要があります。

○また、地域におけるニーズの把握や災害時の支援体制の構築等を図る必要があります。

主に重症心身障害児を支援する障害児通所施設の設置状況

圏域	設置数	圏域	設置数
長崎	5	県南	1
西彼	—	五島	—
佐世保	3	上五島	—
県北	—	壱岐	—
県央	6	対馬	—

令和5年3月31日現在

医療的ケア児等支援に係る協議の場の設置状況

圏域	設置の有無	圏域	設置の有無
長崎	○	県南	○
西彼	○	五島	○
佐世保	○	上五島	○
県北	○	壱岐	○
県央	○	対馬	○

令和5年3月31日現在

医療的ケア児支援に係るコーディネーターの配置状況

圏域	配置の有無	圏域	配置の有無
長崎	—	県南	○
西彼	○	五島	○
佐世保	○	上五島	○
県北	○	壱岐	—
県央	○	対馬	○

令和5年3月31日現在

【成果目標】

- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1箇所以上確保していきます。なお、市町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保を目指していきます。
- 令和8年度末までに、県及び各圏域又は市町に医療的ケア児等支援の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児コーディネーターを配置します。

【目標達成のための方策】

- 令和4年8月に設置した医療的ケア児支援センターにおいて、引き続き医療的ケア児等コーディネーターによる相談対応等を実施するとともに、各圏域における支援体制の充実を図ります。
- 各市町に医療的ケア児等支援のための協議の場を設置し、その協議の場において地域における支援体制等の議論を促していきます。その中で、医療的ケア児等の受入が可能な障害福祉サービス事業所を確保していきます。
- 緊急時に対応していただける協力医療機関を障害児通所事業所の近隣に確保していくことで、その事業所の運営を支えていく体制を構築していきます。
- 施設整備補助金において、医療的ケア児等の受入を目指す事業所については、優先採択する事業所の一つとして位置づけます。

○医療的ケア児等の退院から地域での受入体制を調整するキーパーソンとして、各圏域又は各市町にコーディネーターを配置し、保健・医療・福祉・教育等の各機関の連携をより一層強化します。

○医療的ケア児等を、在宅でケアするご家族の負担を軽減するため、医療型短期入所（レスパイト）事業所の新設について、各市町の自立支援協議会等での協議を促すとともに、関係団体等と設置に向けた検討を進めていきます。また、医療的ケア児等レスパイト支援事業については、各市町及び実施機関と連携を図りながら、県内全域で利用可能な体制の構築に努めていきます。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### 【現状と課題】

○指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所は、令和5年4月1日時点で157箇所、従事する相談支援専門員の数361人となっており、増加傾向にあります。一方、相談支援事業所の更なる資質の向上や各相談支援事業の一層の充実が求められています。

○基幹相談支援センターは、令和5年4月1日時点で19%（4市）にとどまっています。基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談支援に加えて、相談支援事業者に対する専門的な助言や研修などによる地域の相談支援体制の強化、協議会の中心的な役割を担うなど関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割についても期待をされています。

基幹相談支援センターの設置状況

圏域	設置の有無	圏域	設置の有無
長崎	○	県南	—
西彼	—	五島	—
佐世保	—	上五島	—
県北	○	壱岐	—
県央	○	対馬	○

令和5年4月1日現在

○自立支援協議会は県及び全ての市町に設置されていますが、具体的な課題を検討する部会の設置状況や開催頻度は様々であり、形骸化を指摘する声が挙がっています。

○令和4年の障害者総合支援法改正により、令和6年4月から以下の内容が施行される予定となっています。

\*基幹相談支援センターについては、市町における設置の努力義務及び地域の相談支援事業者への助言等の役割を明記

\*協議会について、個別事例に関する情報共有を明記し、参加者の守秘義務や関係機関の情報提供等の努力義務を設ける

#### 【成果目標】

○令和8年度末までに、各市町又は圏域において、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保できるよう支援します。

○地域の自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保できるよう支援します。

#### 【目標達成のための方策】

○アドバイザーの派遣や県自立支援協議会の活動などを通じて、市町又は圏域で行う以下の取組について支援します。

1) 基幹相談支援センターの設置

2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

- ・ 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導助言
- ・ 地域の相談支援事業所の人材育成の支援
- ・ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施

### (7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

#### 【現状と課題】

○障害福祉サービス等の質の向上を図るため、適切な第三者評価が実施できる体制の整備を行い、第三者評価制度の活用を促しています。また、障害者総合支援法の一部改正により、障害福祉サービス等情報公開制度が創設されたことを踏まえ、当該制度の活用により、障害福祉サービスを利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスの選択ができるように、当該制度の普及、啓発を行っています。

○障害福祉サービス事業所等の運営の適正化及びサービスの質の向上を図ること等を目的として、指導監査及び集団指導を行っています。

○近年、障害福祉サービス等の多様化、障害福祉サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められています。

**【成果目標】**

○令和8年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

**【目標達成のための方策】**

○障害福祉サービス事業所等に対する指導監査を2～3年に1回以上、集団指導を1年に1回以上実施し、事業所等の適正な運営等に対する助言・指導等を行います。

○市町の障害福祉サービス事業所の課題等に対する理解促進のために、県が実施する指導監査の結果を、関係する市町に対して1年に1回以上周知します。

○障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していきます。

## 2. その他障害児・者の地域生活支援を円滑に実施するための方策

### (1) 障害者等に対する虐待の防止

#### 【現状と課題】

○平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が施行されました。同法では、障害者虐待を「養護者による虐待」、「障害者福祉施設従事者等による虐待」、「使用者による虐待」と分類し、国、地方公共団体、国民及び保健・医療・福祉関係者の責務が定められています。

○令和 3 年度における県内の障害者虐待の件数は、「養護者による虐待」が 26 件、「障害福祉施設従事者等による虐待」が 6 件、「使用者による虐待」が 0 件でした。

#### 県内の障害者虐待の件数

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
養護者による虐待	通報件数	35	50	49	44
	虐待件数	10	25	28	26
障害者福祉施設従事者等による虐待	通報件数	48	45	38	38
	虐待件数	16	18	11	6
使用者による虐待	通報件数	19	16	18	8
	虐待件数	15	4	9	0

○厚生労働省の令和 3 年度障害者虐待対応状況調査によると、養護者から虐待を受けた障害者の 27.7%、障害福祉施設従事者等からの虐待を受けた障害者の 36.2%が行動障害を有していたことが分かっています。行動障害とは他害行為や自傷行為などが通常考えられない頻度と形式で出現している状態を言い、場合によっては非常に支援が難しいため、不適切な支援や虐待につながりやすい傾向があります。

#### 【県の取組】

○障害福祉サービス事業者による虐待を含む不適切なサービス提供、不正請求等があった場合には、市及び町と連携して事実確認を行い、助言・指導を実施していきます。処分に該当する事案については、公表を通じて事業者の自浄努力を促し、運営の健全化を図ります。また、長崎県独自の障害者虐待防止・権利擁護マニュアル及び障害者虐待事例集を活用し、障害者虐待が発生した場合のスムーズな相談体制の構築や市及び町と県の連携体制の充実を図ります。

○障害福祉サービス事業を運営する法人代表者、事業所管理者を対象に、障害者虐待防止・権利擁護研修会を開催し、組織として障害者虐待防止に取り組んでいくよう指導を行っていきます。また、事業所従業者に対しては、サービス管理責任者研修、相談支

援従事者養成研修等の各種研修の中で障害者虐待防止に関する講義を実施し、障害者虐待防止の意識の向上を促していきます。

○障害福祉サービス事業従業者を対象に、強度行動障害支援者養成研修を開催し、行動障害に対する専門的な知識・支援技術を持つ人材の育成に努めます。さらに、従業者の負担軽減及びよりよい支援体制の構築のため、従業者が支援の難しいケースについて相談できる体制づくりを検討していきます。

○指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して研修を実施するなどの措置を講じる義務があり、今後も県の実地指導等で指導していきます。

○障害者本人のエンパワーメント(力をつけること)を目的として、教育機関等と協力しながら虐待防止に関するパンフレットを活用していきます。虐待等の不適切な支援を受けた際、本人が周囲に助けを求め SOS を発信することの重要性を盛り込み、虐待の早期発見や予防につなげていきます。

【参考】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の概要

**目的**

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

**定義**

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

**虐待防止施策**

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>【市町村の責務】 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>【スキーム】</p>	<p>【設置者等の責務】 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>【スキーム】</p>	<p>【事業主の責務】 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>【スキーム】</p>

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

**その他**

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

## (2) 意思決定支援の促進

### 【現状と課題】

- 厚生労働省が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」によると、意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいいます。
- また、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の費用を補助する成年後見制度利用支援事業を20市町(小値賀町除く)が実施しています。令和4年度の利用件数は、12市町で36件です。うち、成年後見制度の申立ては10件、後見人等の費用は26件です。
- 障害福祉サービスの提供に関わる事業者及び成年後見の担い手を含めた関係者は、障害者の意思決定の重要性を認識し、必要な対応を実施できるよう支援を行っていく必要があります。

### 【県の取組】

- 意思決定支援の質の向上を図るため、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、障害福祉サービスの提供に関わる事業者及び相談支援従事者を対象とした研修等を実施します。
- 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的に、市町が実施する事業に対して支援を行います。

## (3) 障害者等の文化芸術活動支援による社会参加等の促進

### 【現状と課題】

- 障害者が文化芸術への参加を通じて社会参加と相互交流を図ることにより、障害者の自立の促進と県民の障害者に対する理解の促進につながります。
- 障害者の文化芸術活動の振興を図り、社会への積極的な参加を促進するため、平成11年度から長崎県障害者芸術祭を開催しています。

### 長崎県障害者芸術祭の開催状況

年度	開催日	開催場所・会場	参加者(人)
令和2年度	R2.11.7~10 R2.12.7~10	佐世保市・アルカス SASEBO 長崎市・県庁エントランスホール	1,300
令和3年度	R3.12.12	平戸市・平戸文化センター	1,300
令和4年度	R4.12.4	南島原市・ありえコレジヨホール	626

○障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、令和2年度より、障害者等の文化芸術活動を支援するセンターの設置・運営を支援しています。

- ①障害福祉サービス事業所等に対する相談支援
- ②芸術文化活動を支援する人材の育成
- ③関係者のネットワークづくり
- ④発表等の機会の創出
- ⑤障害者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- ⑥その他、地域の実情等を踏まえ実施すべき障害者の文化芸術活動に関する支援等

○文化芸術活動の公演・展示等においては、障害のある人がスムーズに鑑賞できるよう字幕や音声ガイドによる案内サービス、利用料や入館料の軽減などの配慮を行う必要があります。

#### 【県の取組】

○障害者の社会参加と交流を図るため、長崎県障害者芸術祭などの障害のある人もない人も参加する文化芸術活動を引き続き支援していきます。

○県が主催する文化芸術講演等の実施にあたっては、障害の有無や程度にかかわらず誰でも参加できるように努め、福祉施設等利用者の招待を積極的に行います。また、障害のある人に対する入場料の割引・減免等を講じます。

○障害者の文化芸術活動に積極的な事業所の取組を各サービス事業所へ紹介し、活動の普及を図ります。

○文化施設等を所管する関係機関等との連携を図り、幅広く障害者芸術に触れる機会を確保していきます。

#### (4) 障害者による情報の取得利用・意思疎通の支援

##### 【現状と課題】

- 全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要となっており、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。
- 障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者による ICT 活用等を行っていく必要があります。
- 障害者による情報取得等に資する機器等の有用性や意思相通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心と理解を深めるため、広報活動や啓発活動の充実が求められています。

##### 【県の取組】

- 障害特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズの把握に努め、ニーズに対応した支援を実施するための体制づくりに取り組んでいます。
- 「長崎県手話言語条例」を制定することにより、県民の手話に対する理解促進を図るとともに、手話による円滑な意思疎通のための環境を整備します。

#### (5) 障害を理由とする差別の解消の促進

##### 【現状と課題】

- 共生社会の実現のためには、障害を理由とする差別を禁止し障害のある人に対する合理的配慮の提供が不可欠です。
- 平成 26 年 4 月に施行した「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」及び、平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障害を理由とする差別をなくすとともに、障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で制約となっている社会的障壁の解消に向けた取組を推進する必要があります。
- 令和 4 年度における相談窓口への相談件数は 48 件であり、内訳として合理的配慮の欠如が 2 件、その他が 46 件でした。その他には相談者が調整を望まれないものや相手方が特定されず傾聴主体に終わるものなどが含まれています。

## 相談件数

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談件数		22	39	48
分類	不均衡待遇	0	0	0
	合理的配慮の欠如	2	1	2
	その他	20	38	46

### 【県の取組】

- 法や条例の周知活動により、障害のある人及び障害特性等に対する県民の理解促進を図ります。また、差別事案の解決を図るため、地域相談員や広域専門相談員を配置し障害のある人に対する差別に関する相談に応じるとともに、相談員による解決が困難な場合は、調整機関によるあっせんや助言により問題の解決を図ることとしています。
- 条例に基づき設置される「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議」の運営を通じて、障害のある人に対する差別事案の原因・背景となっている社会的障壁の解消に向けた取組や、条例の適切な施行に努めます。
- 市町に向けて職員が適切に対応するための法第 10 条に基づく対応要領の策定や第 17 条に基づく地域協議会の設置を促し、身近な地域で関係機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取組を実施できる環境の整備に努めます。

## (6) 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実と人材育成

### 【現状と課題】

- 福祉・介護分野の平均賃金の水準は全産業の平均賃金と比較して低い傾向にあり、また、勤続年数が短いという現状があります。
- 人材確保が厳しい一方で、障害者の特性に応じた支援が提供可能な人材の確保と育成が求められています。
- 県等が実施する各種研修について、研修間の連携と体系化が求められます。
- 医療的ケア児等のケア（認定特定行為）を実施できる人材育成が求められています。
- 入所、日中サービスなど提供するサービス形態や規模、立地環境等に応じた事業所ごとの自然災害や火災に対する備えや防犯対策が求められます。

## 【県の取組】

- 長崎県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介事業、求職者に対するセミナー、広報・啓発等を実施し、福祉・介護分野の人材育成等を行います。また、「福祉・介護の合同面接会」を定期的に行い人材の確保を図っていきます。
- 関係機関、団体と連携して障害福祉サービス事業の現状を踏まえた人材確保策を検討していきます。
- 職員の賃金改善のために、事業所に対し「福祉・介護職員処遇改善加算」の取得を働きかけていきます。
- 障害福祉人材の確保・定着に資するために、事業所が行うICT・ロボットの導入を支援していきます。
- 「サービス管理責任者研修」や「児童発達支援管理責任者研修」、「相談支援従事者研修」等の実施に加え、行動障害を有する障害者の特性に応じた支援ができるように「強度行動障害支援者養成研修」等を実施していきます。
- 多様で複雑なニーズに対応できる人材を育成し、相談支援の質の向上を図るため、相談支援専門員に対し、障害児相談支援やファシリテーター※養成など、より専門的な分野に関する研修を実施していきます。  
※ファシリテーター…中立な立場から活動の支援を行う者。地域課題の解決や人材育成等の力を求められる。
- 研修の実施にあたり、指定研修事業者とともに各研修間の有機的な連携が図られるように工夫していきます。また、サービスの提供にあたり必要な研修について、体系を整え、周知を図っていきます。
- 福祉・介護職員等による医療的ケア児等のケア（認定特定行為）を実施できる人材を育成するため、福祉・介護職員等によるたんの吸引等研修を実施するとともに、研修の実施について関係機関に周知していきます。
- 各事業所に対して自然災害や防犯に関する避難計画の策定を求めるとともに、実地指導において、消防設備の整備及び火災、風水害、地震等発生時の消火・避難体制の確保、不審者侵入時の対応等を定期的を確認していきます。

## (7) 発達障害児・者への支援体制の整備

### 【現状と課題】

- 発達障害児の支援では、乳幼児健康診査の充実強化により早期発見・早期対応につ

なげることが重要となります。また、全ての学校においても発達障害の早期発見や特性に応じた適切な指導・支援の実施、さらには個別の教育支援計画等を活用して、情報を確実に引き継いでいくことが必要です。

- インクルーシブ教育システム\*構築に向けて、特別支援教育のさらなる推進が求められている中、特別支援学級や通級指導教室の設置数の大幅な増加や児童生徒の障害の重度重複化、多様化により、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上が喫緊の課題となっています。

※インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

- 発達障害児・者の支援について、医療・保健・福祉・教育・労働等関係機関による総合的かつ継続的な体制を構築することを目的とし、「長崎県発達障害児・者総合支援推進会議(以下、推進会議という。)」を設置しています。各関係機関が情報共有を図りながら、早期発見から教育支援、就労支援などの取組を進めています。

- また、発達障害児・者の家族に対し、相談、情報の提供及び助言、家族が互いに支え合うための活動等の支援を行う役割が求められており、適切な対応や早期支援の観点からも家族に対する支援が重要であることから、「ペアレントメンター派遣事業」などにより家族支援の充実を図っています。

#### ペアレントメンター派遣実績

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保護者勉強会・懇談会など(回数)	11	13	12
支援者対象の研修会(回数)	2	5	8
計	13	18	20

#### 【県の取組】

- 推進会議において、発達障害児・者への支援を推進するうえでの地域の課題や、その解決に向けた方策等を協議します。また、発達障害児(者)やその家族が、身近な場所において必要な支援を受けられるよう、地域における支援体制の整備・充実を図ります。

- 乳幼児健康診査の精度を高めるため、長崎県版発達障害等早期支援のための乳幼児健康診査マニュアルを作成するとともに、健康診査の従事者を対象とした研修会の実施等により、専門性の向上を図ります。さらに、小学校入学前から学校での生活環境を整えるため、就学時における情報の確実な引継ぎが行われるよう、「発達障害等早期支援検討会」において検討していきます。

- 県教育委員会では、支援を必要とする児童生徒の早期発見、早期支援に寄与するた

めの仕組みづくりや県下の小・中学校における「見守りシート」の活用を推進していきます。さらに、管理職を対象に特別支援教育に係る学校組織のマネジメントの充実を図ることを目的とした「発達障害等教育支援研修会<組織マネジメント編>」、全ての教職員を対象に発達障害児に対する指導力向上を目的とした「発達障害等教育支援研修会<基礎編>」を実施していきます。

- 発達障害児を持つ保護者の心理的・社会的な孤立を防ぐことを目的として、発達障害児の子育て経験のある親が育児経験を活かし、相談等を行う「ペアレントメンター派遣事業」のより一層の充実及びペアレントメンターの計画的な養成を実施していきます。

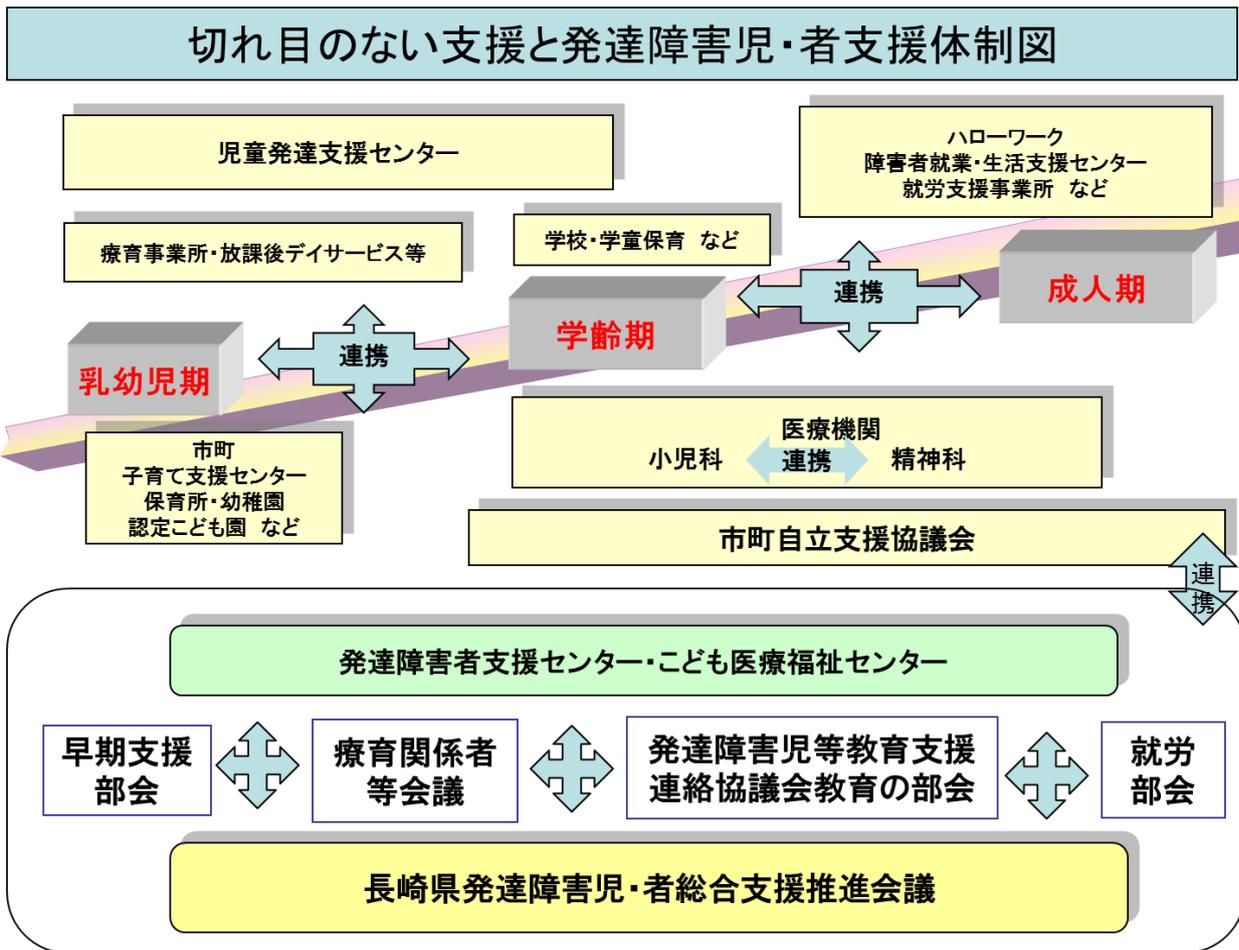
ペアレントメンターの人数(見込数)

項目	令和4年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントメンターの人数 (累計)	21	25	30	30

- 「ペアレント・プログラム(以下ペアプロ)」は、子育てに不安を抱える保護者などが、子どもの行動の理解の仕方を学び、子育てに自信をつけることや、子育ての仲間を見つけることを目的とした子育て支援プログラムです。ペアプロを身近な市町で受講できるような体制整備や支援者の育成を推進します。

ペアレント・プログラムの支援者数(見込数)

項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレント・プログラム受 講者数(保護者)	12	24	28	32
ペアレント・プログラム支 援者(累計)	30	36	40	44



## (8) 依存症対策の推進

### 【現状と課題】

○依存症は、早期の支援や適切な治療により回復が十分可能である病気であるにもかかわらず、本人や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性があるため、必要な治療及び支援を受けられていない現状があります。

○また、依存症は、本人やその家族の日常生活や家庭生活、社会生活に支障を生じさせ、様々な問題を引き起こす場合があります。このため、早期に適切な相談や支援につなげ、問題の深刻化を防ぐ必要があります。

### 【県の取組】

○病気に対する県民の正しい理解促進を図るとともに、依存症に関する問題で悩んでいる人や治療が必要な状態にある本人や家族に対して、相談機関や医療機関等を周知するなど幅広い情報の普及啓発に努めます。

○依存症に関連する問題で悩んでいる本人や家族が、精神的な問題や日常生活、家庭

生活、社会生活に様々な問題がある場合を含め、地域で早期に適切に相談や支援につながられるよう、相談機関等の関係職員を対象とした研修会を開催します。

- 依存症の回復には、自助グループ等の当事者団体等と連携した支援が重要となるため、地域の関係機関と連携し、依存症である者及びその家族に対する支援を行います。

## (9) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進

### 【現状と課題】

- 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現に寄与するため「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、「読書バリアフリー法」という。）が施行されました。
- また、令和5年1月には長崎県における基本的な施策の方向性を示し、「読書バリアフリー法」の理念の具現化を目指すため、「長崎県読書バリアフリー推進計画」を策定しました。
- アクセシブルな書籍・電子書籍等については、一般図書と比べて、出版点数が少ない上に、種類・分野に偏りがあり、デジタル録音図書の蔵書もニーズに対して十分ではありません。
- また、障害者向け読書支援サービスを充実させ周知を行っているものの、活用が進んでおらず、視覚障害者等が利用しやすい読書環境の整備に取り組んでいく必要があります。
- 県立長崎図書館、県視覚障害者情報センター、市町立図書館、学校図書館等で、それぞれが実施する読書バリアフリーの取組の相互理解や情報共有等、関係機関の更なる連携を図っていく必要があります。

### 【県の取組】

- 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「読書バリアフリー法」や「長崎県読書バリアフリー推進計画」を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

## (10) 難病患者等への支援体制の整備

### 【現状と課題】

- 県内における難病患者数は年々増加しています。発症の原因が明らかでなく、治療法

が確立されていないこと、患者の置かれた状況や必要とされる支援の内容は様々であることから、療養上の悩みや日常生活の不安を解消するため、患者とその家族へのきめ細かな支援が求められています。

- 難病患者が就労を希望する際に、就労可能な状況にあるにも関わらず、難病への理解の乏しさから、就労が困難となるケースがあります。難病患者の安定した療養生活を確保するとともに、難病の特性や患者本人の希望等に応じて、一般就労や障害福祉サービスの利用が可能となる環境を整備し、難病患者の生活の質の向上を図る必要があります。

#### 【県の取組】

- 地域で生活する難病患者やその家族等の日常生活における相談支援、地域交流活動の促進、就労支援を行う拠点施設として、難病相談・支援センターを設置し、療養上の悩みや不安等の解消に努めます。
- 難病患者への就労支援のため、ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、難病患者が適切な就労支援サービスを利用できるよう支援します。また、難病相談・支援センターに就労支援員を配置し、難病に関する情報の提供やハローワーク等への同行訪問、一般就労後のフォローアップ等を行うなど、難病患者の日常生活、職業生活の両立を支援します。
- 令和6年4月1日より、申請に基づき指定難病に罹患している旨を証明する登録者証を発行し、特定医療費（指定難病）受給者証の対象とならない難病患者（軽症者）であっても、障害福祉サービスや就労支援等を円滑に利用できる環境を整備します。

## 第4章 指定障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策

### 1. 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量

#### (1) 基本的な考え方

サービスの必要見込量は、各市及び町において地域の実情やニーズを把握した上で設定することとしており、県計画の見込量は、市及び町の見込量を積み上げたものです。

#### (2) サービスの必要見込量(県全域の実績・見込量)

##### 【訪問系サービス】

サービス	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (実人員)	実績 (時間)	利用者数 (実人員)	見込量 (時間)	利用者数 (実人員)	見込量 (時間)	利用者数 (実人員)	見込量 (時間)
居宅介護	2,128	25,236	2,242	28,939	2,261	29,295	2,285	29,669
重度訪問介護	120	25,788	133	28,187	140	29,978	147	31,844
同行援護	323	4,807	361	5,169	380	5,468	400	5,786
行動援護	108	931	131	975	138	1,037	144	1,099
重度障害者等 包括支援	0	0	9	523	10	527	11	531

※1月あたりの実績(見込)数。

※時間分は、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

##### 【日中活動系サービス】

サービス	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (実人員)	実績 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)
生活介護	4,693	89,171	4,817	92,598	4,872	93,754	4,938	95,047
生活介護のうち 重度障害者	1,716	-	1,732	-	1,766	-	1,797	-
自立訓練 (機能訓練)	21	147	29	273	29	273	29	273
自立訓練 (生活訓練)	166	3,038	206	3,823	222	4,204	242	4,658

【日中活動系サービス】

サービス	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (実人員)	実績 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)
就労選択支援	0	0	0	0	96	1,257	119	1,679
就労移行支援	254	4,028	277	4,323	286	4,404	295	4,458
就労継続支援 (A型)	1,052	20,877	1,181	23,011	1,251	24,291	1,323	25,677
就労継続支援 (B型)	5,866	109,166	6,198	116,647	6,414	120,342	6,699	124,856
就労定着支援	37	-	53	-	54	-	54	-
短期入所(福祉型)	563	3,639	674	3,860	704	4,063	737	4,292
短期入所(福祉型)の うち重度障害者	116	-	126	-	130	-	134	-
短期入所(医療型)	93	377	108	446	119	472	122	487
短期入所(医療型)の うち重度障害者	46	-	56	-	64	-	64	-

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

【居住系サービス】

サービス	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)
共同生活援助	3,206	3,366	3,546	3,732
共同生活援助のう ち重度障害者	180	190	199	206
自立生活援助	45	64	70	77

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

【入所系サービス】

サービス	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)
施設入所支援	2,297	2,236	2,202	2,174
療養介護	517	538	543	547

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

【相談支援】

サービス	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)
計画相談支援	3,373	3,472	3,604	3,743
地域移行支援	11	26	27	28
地域定着支援	27	41	43	45

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

(3) サービス見込量確保のための方策

【訪問系サービス】

○サービスが不足している地域においては、事業者の参入を促すよう市及び町へ働きかけます。

○県全域において、行動援護事業所が少ないため、行動援護に関する人材育成(強度行動障害支援者養成研修等の実施)に取り組み、居宅系事業所のサービス拡大を進めます。

【日中活動系サービス】

○障害者の希望や能力に沿った就労の実現を目的として新たに創設される就労選択支援事業について、サービスを希望する方の円滑な利用が可能となるよう関係機関と連携して実施体制の整備を図ります。また、障害者の一般就労後の職場定着率向上のための就労系福祉サービスの一時利用等についても周知を行います。

○医療的ケアを要する重症心身障害児等を日常的に介護している家族の負担を軽減するため、医療的ケア児等レスパイト支援事業を実施します。

### 【居住系サービス】

○離島部においてはグループホームが少なく、本土のグループホームや障害者支援施設に入所している人もいるため、不動産協会や地主等賃貸住宅管理者への働きかけを行うとともに、公営住宅の活用等による住宅確保の支援を行います。

○現行のグループホームの設置基準では、「グループホームは病院の敷地外に設置しなければならない」との規定がありますが、精神科病院の長期入院患者の地域移行を進めるため、令和6年度末までの間、精神科病院の敷地内におけるグループホームの運営が条件付きで認められており、今後国の動向等を踏まえて対応していきます。

### 【入所系サービス】

○グループホーム等の利用による地域生活への移行を進めるとともに、個々の利用者のニーズを考慮し、高齢化、障害の重度化等により入所施設での支援を必要とする方には確実にサービスが行き渡るよう対応していきます。

### 【相談支援】

○相談支援の充実を図るため、今後も相談支援従事者への研修を実施することで資質の向上を図ります。

○県アドバイザーの市町の自立支援協議会への派遣等により、各市町又は圏域への基幹相談支援センター設置の取組を支援し、当該センターによる相談支援事業所への専門的な指導、助言等を通じた各地域の相談支援体制の構築・強化を進めていきます。

## 2. 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

### (1) 基本的な考え方

障害児通所支援及び障害児相談支援は市及び町の見込量を積み上げたものです。  
障害児入所支援は、過去の入退所状況を踏まえ、算出したものです。

### (2) サービスの必要見込量(県全域の実績・見込量)

#### 【障害児通所支援】

サービス	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (実人員)	実績 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)
児童発達支援	1,723	10,684	1,983	12,041	2,187	13,257	2,401	14,551

放課後等 デイサービス	5,030	61,913	5,439	65,403	5,910	71,359	6,422	77,909
保育所等 訪問支援	380	674	601	1,064	814	1,469	1,113	2,042
居宅訪問型 児童発達支援	1	5	4	19	4	19	4	19

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

#### 【障害児入所支援】

サービス	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)
福祉型障害児 入所支援	68	66	64	62
医療型障害児 入所支援	39	39	39	39

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

#### 【障害児相談支援】

サービス	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数(実人数)	利用者数(実人数)	利用者数(実人数)	利用者数(実人数)
障害児相談 支援	1,732	1,733	1,902	2,084

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

### (3) サービス見込量確保のための方策

#### 【障害児通所支援】

○障害児通所支援については利用者数が増加傾向にあるため、必要なサービスが提供できるように各市町のニーズ等を踏まえて整備を進めていきます。

○児童発達支援センター等による技術支援を通して、障害児通所支援事業所における支援の質の向上を図ります。

**【障害児入所支援】**

○在宅での養育を基本としながら、個々の障害の程度や家庭環境の問題等から、入所支援を必要とする方に確実にサービスが行き渡るよう対応していきます。

**【障害児相談支援】**

○障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

## 第5章 県が実施する地域生活支援事業

### 1. 専門性の高い相談支援事業

#### (1) 発達障害者支援センター運営事業

##### 【事業内容】

- 発達障害児・者及びその家族からの相談に応じ、指導・助言・情報提供を行っています。
- 地域支援マネージャーを配置し、市町・事業所等支援や医療機関との連携、困難ケースへの対応等地域の支援体制の整備を図っています。
- 発達障害の理解を深めるため、普及啓発及び研修を行っています。

##### 【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

発達支援・就労支援に伴う関係機関への助言及び調整会議（見込数）

項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援・発達支援に伴う関係機関職員への助言 (機関コンサルテーション)(件数)	74	90	100	110
相談支援・就労支援に伴う関係機関職員への助言 (機関コンサルテーション)(件数)	28	30	30	30
計	102	120	130	140
相談支援・発達支援に伴う情報共有等(調整会議)(回数)	13	10	10	10
相談支援・就労支援に伴う情報共有等(調整会議)(回数)	3	10	10	10
計	16	20	20	20

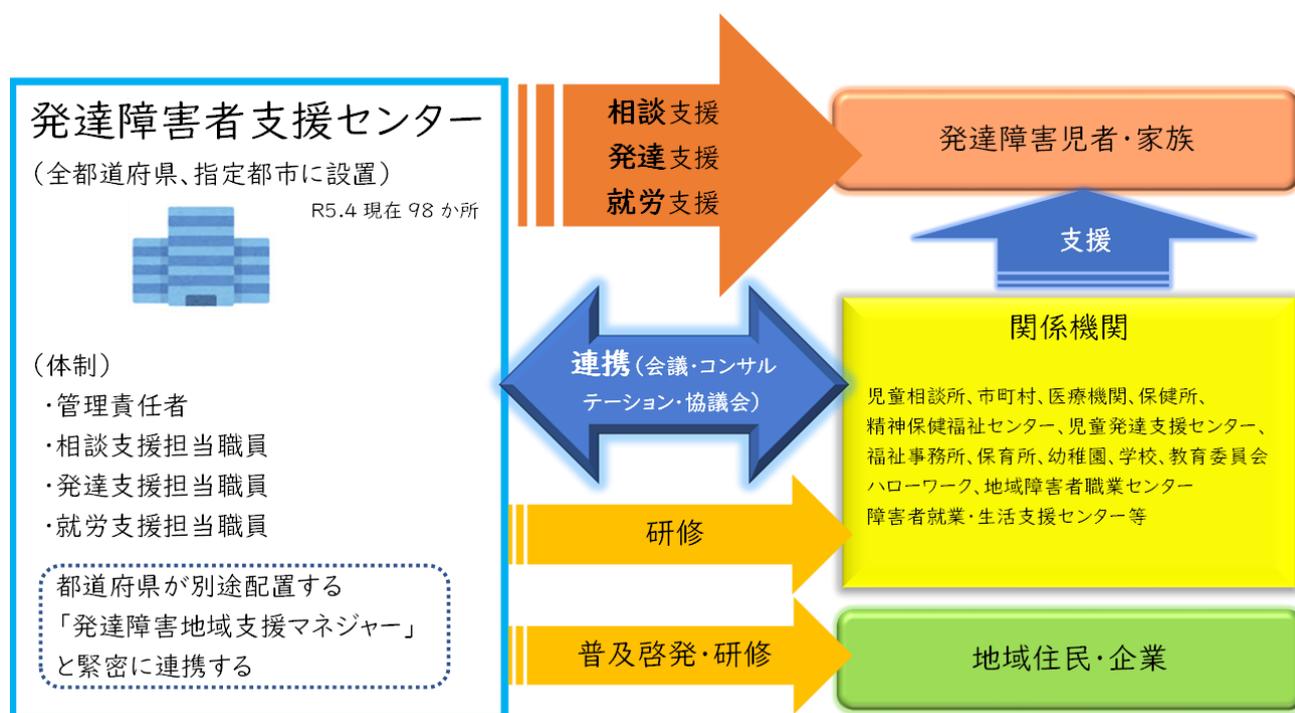
##### 【事業の見込量確保のための方策】

- 改正発達障害者支援法では、①ライフステージを通じた切れ目のない支援 ②家族なども含めたきめ細やかな支援 ③地域の身近な場所で受けられる支援 という3つのポイントが示され、発達障害者支援センターは発達障害者やその家族のニーズに応じて、これまで以上に多様な取組を進めることが期待されています。
- 発達障害児(者)及びその家族が、できるだけ身近な地域で支援が受けられるよう、発達障害支援の専門性を活かしながら、市町や相談支援事業所の職員等を対象とした研修の実施や、地域支援マネージャーによるケースを通じた助言・支援等により、地域支援体制の整備及び関係機関との更なる連携強化を進めていきます。

○地域支援マネージャーによる地域支援活動を推進するために、機会をとらえ役割を周知するとともに、個別ケースを通じ、認知度を高めます。

○長崎県発達障害児・者総合支援推進会議において、支援における各分野の役割分担の明確化と必要な支援方策の検討及び支援方策実施のための効果的な連携体制の構築、また県民に対する発達障害に関する理解促進のための啓発活動を進めています。

#### 【参考】発達障害者支援センター運営事業



## (2) 高次脳機能障害支援普及事業

### 【事業内容】

○長崎こども・女性・障害者支援センターに設置した高次脳機能障害者支援センターでは、本人及び家族に対する専門的な相談支援、高次脳機能障害に関する普及啓発、保健・医療・福祉各分野の職員を対象にした研修、通所訓練等を行っています。

### 【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○これまで、県民に対する普及啓発、支援者による連携体制の構築促進に取り組んできたことにより、高次脳機能障害児・者が身近な地域で相談、支援を受けられる体制が整備されてきたことで、当センターへの相談利用者数は減少傾向にあります。このことから、今後の相談利用者数は現状を維持していくものと見込んでいます。

相談利用者見込数(実人数)

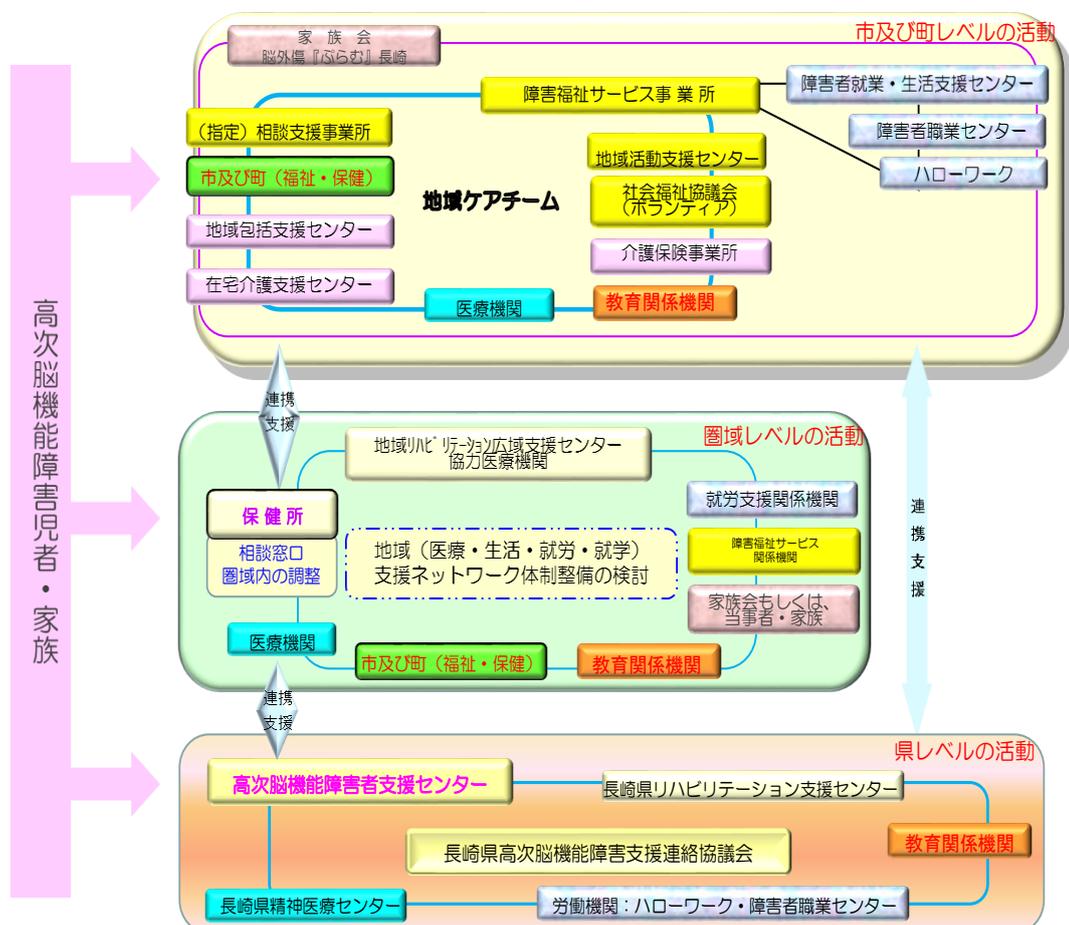
項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談利用者数	74人	70人	70人	70人

【事業の見込量確保のための方策】

- 潜在化している高次脳機能障害児・者を早期に発見し、相談につなげるために、医療機関、障害福祉サービス事業所や教育関係者に対し、リーフレットの配布や活用による普及啓発を行います。
- 身近な地域に高次脳機能障害児・者の相談支援体制が構築できるよう、支援者の技能向上のための研修を行います。
- 医療と介護・福祉の連携強化による高次脳機能障害児・者の支援体制が整備されるよう、ケース会議等をとおしてその促進を図ります。

【参考】

高次脳機能障害の支援体制



### (3) 障害児等療育支援事業

#### 【事業内容】

○在宅障害児等のライフステージに応じた地域生活を支援するため、障害児(者)施設の有する機能を活用し療育機能の充実を図るとともに、地域の在宅障害児等の福祉の向上を図るため、県はあらかじめ施設を指定し、①訪問による療育指導、②外来による専門的な療育相談・指導、③障害児の通う保育所等の職員への療育技術の指導の3つの事業を実施しています。

○現在、県北圏域、県央圏域、西彼圏域、県南圏域で各1箇所事業者を指定し、事業を実施しています。

#### 【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設設置数	4	4	4	4

#### 【事業の見込量確保のための方策】

○地元市町を含め各圏域内の関係機関と協議を行うなど、今後も広く療育支援が行き届くよう努めていきます。

○今後、対象事業をペアレントトレーニングやティーチャーズトレーニングに特化するなど療育等支援事業のあり方等についても検討していきます。

## 2. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

### (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

#### 【事業内容】

○手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術を習得した手話通訳者及び要約筆記に必要な要約技術を習得した要約筆記者の養成を行っています。

#### 【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○令和5年3月31日現在、手話通訳者登録者数は163人であり、現在と同水準の支援体制を維持するため、令和4年度修了者数と同数としています。

○令和5年3月31日現在、要約筆記者登録者数は52人であり、現在と同水準の支援体制を維持するため、令和4年度登録者数と同数としています。

項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者養成研修 修了者数	6人	6人	6人	6人
要約筆記者養成研修 修了者数	3人	3人	3人	3人

【事業の見込量確保のための方策】

- 要約筆記者養成研修の実施にあたっては、新たなコミュニケーションツールである音声認識アプリに関する講座を設けるなど、その内容の充実に努めます。
- ホームページ等の活用や障害者関係団体を通じて周知を図ります。
- 養成にあたる指導者確保のための活動を支援します。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

【事業内容】

- 視覚障害と聴覚障害に障害を併せ持つ方に対して、コミュニケーションや情報入手に関する支援及び自由に外出できるように移動介助を行う技術を習得した通訳・介助員の養成を行っています。

【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

- 令和5年3月31日現在、盲ろう者通訳・介助員の登録者数は163人に対して、サービスを利用する盲ろう者は28人です。
- 現在の盲ろう者向け通訳・介助員の登録者数、サービスを利用する盲ろう者数や利用実績を踏まえ、現在と同水準の支援体制を維持するため、令和4年度修了者数と同数としています。

項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者数	4人	4人	4人	4人

【事業の見込量確保のための方策】

- ホームページ等の活用や障害者関係団体を通じて周知を図ります。
- 養成にあたる指導者確保のための活動を支援します。

### 3. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

#### 【事業内容】

○視覚障害と聴覚障害を併せ持つ方に対して、コミュニケーションや移動等の支援を行う技術を習得した通訳・介助員の派遣を行っています。

#### 【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○盲ろう者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、ニーズの把握に努めるとともに、個々の盲ろう者の意向を踏まえ、適任者の選定を行います。

○現在の利用者数や利用実績を踏まえ、現在と同水準の支援体制を維持するため、令和4年度利用件数と同数としています。

項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業 (利用件数)	373件	373件	373件	373件

#### 【事業の見込量確保のための方策】

○障害者関係団体等を通じて、利用者への周知を図るとともに、適切な支援を行うことで、継続した利用を促進します。

○派遣を行う通訳・介助員確保のため、研修事業も並行して行います。

### 4. 広域的な支援事業

#### (1) 相談支援体制整備事業

#### 【事業内容】

○障害者相談支援に関する高い専門性を持つアドバイザーを配置し、市町の自立支援協議会等での指導・助言等の役割を担うことでネットワーク構築に向けた広域的支援を行い、地域における相談支援体制の整備を図っています。

#### 【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○現状の指導・助言等の活動状況を踏まえ、現状と同水準の支援体制を維持するため、令和4年度と同数としています。

項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県相談支援体制 整備事業 (アドバイザー数)	8人	8人	8人	8人

**【事業の見込量確保のための方策】**

○市町に対してアドバイザー活動計画のお知らせや、県自立支援協議会事務局部会においてアドバイザーによる活動を説明することにより、アドバイザーの周知、理解を図ります。

○相談支援専門員の養成を目的とする相談支援従事者養成研修のカリキュラムをアドバイザーで構成する県自立支援協議会相談部会において検討する等、県の相談支援体制の整備に関する取組においてもアドバイザーを有効に活用します。

**(2) 精神障害者社会参加促進事業**

①保健・医療・福祉関係者による協議の場

**【事業内容】**

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築を進めるため、県及び保健所において、医療機関、相談支援事業所、市町等の関係者で構成する協議会を開催し、地域の課題等を共有し、課題解決に向けた協議を行っています。

**【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】**

○年1回以上協議会を開催します。

○保健所を中心に、圏域において、年1回以上協議会を開催します。

項目		令和4年度末 (基準値)	第7期目標値 (令和8年度)
保健・医療・福祉関係者による協議の場	県	1	1
	圏域	10	10
	市町	20	21

**【事業の見込量確保のための方策】**

○圏域ごとに保健所を中心として、圏域の特性に応じた、精神障害にも対応する地域包括ケアシステム構築に向けて取り組んでいきます。

## ②ピアサポートの活用に係る事業

### 【事業内容】

○長崎こども・女性・障害者支援センターを中心に、ピアサポーターを育成するとともに、ピアサポーターを派遣し、地域住民、地域関係者及び病院関係者等に向けた講話等を行うことで、障害の理解や退院促進を図っています。

○精神障害者団体連合会、精神障害者家族連合会等関係団体と連携し、地域における相談支援者等の養成等を行っています。

### 【各年度における事業実施に関する考え方及び量の見込み】

○長崎こども・女性・障害者支援センターは、ピアサポーターの資質向上を図るために研修会を開催します。

項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県主催の研修会 開催回数	1回	1回	1回	1回

### 【事業の見込量確保のための方策】

○長崎こども・女性・障害者支援センター及び保健所等は、ピアサポーターの育成について、管内の精神科病院や障害者施設等へ積極的に情報提供を行い、精神障害者の研修参加に関する働きかけを行います。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (1) 居宅介護

## ○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)
長崎市	931	12,174	939	15,024	947	15,152	956	15,296
①長崎圏域	931	12,174	939	15,024	947	15,152	956	15,296
西海市	27	194	25	180	26	188	27	194
長与町	29	375	32	405	34	430	36	455
時津町	31	339	29	400	28	386	27	373
②西彼圏域	87	908	86	985	88	1,004	90	1,022
佐世保市	183	1,464	177	1,416	170	1,360	163	1,304
③佐世保圏域	183	1,464	177	1,416	170	1,360	163	1,304
平戸市	27	338	30	350	30	350	30	350
松浦市	27	457	29	495	32	582	35	665
佐々町	72	144	96	192	96	192	96	192
④県北圏域	126	939	155	1,037	158	1,124	161	1,207
諫早市	173	2,145	174	2,158	174	2,158	174	2,158
大村市	174	1,938	175	1,951	176	1,964	178	1,977
東彼杵町	17	245	18	252	19	266	20	280
川棚町	25	225	26	234	27	243	28	252
波佐見町	26	260	32	320	34	340	36	360
⑤県央圏域	415	4,813	425	4,915	430	4,971	436	5,027
島原市	54	761	78	858	78	858	78	858
雲仙市	37	528	52	531	54	529	57	526
南島原市	45	1,049	60	1,380	65	1,495	70	1,610
⑥県南圏域	136	2,338	190	2,769	197	2,882	205	2,994
五島市	73	866	86	1,032	86	1,032	86	1,032
⑦五島圏域	73	866	86	1,032	86	1,032	86	1,032
新上五島町	48	349	45	315	43	300	42	293
小値賀町	1	50	1	50	1	50	1	50
⑧上五島圏域	49	399	46	365	44	350	43	343
壱岐市	37	551	38	546	39	560	40	574
⑨壱岐圏域	37	551	38	546	39	560	40	574
対馬市	91	784	100	850	102	860	105	870
⑩対馬圏域	91	784	100	850	102	860	105	870
計	2,128	25,236	2,242	28,939	2,261	29,295	2,285	29,669

※1月あたりの実績(見込)数。

※時間分は、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (2) 重度訪問介護

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)
長崎市	32	7,540	34	8,636	36	9,144	38	9,652
①長崎圏域	32	7,540	34	8,636	36	9,144	38	9,652
西海市	2	718	2	678	2	678	2	678
長与町	1	4	3	164	3	164	3	164
時津町	4	1,251	4	1,300	4	1,300	4	1,300
②西彼圏域	7	1,973	9	2,142	9	2,142	9	2,142
佐世保市	13	2,532	13	2,532	13	2,532	13	2,532
③佐世保圏域	13	2,532	13	2,532	13	2,532	13	2,532
平戸市	0	0	1	10	1	10	1	10
松浦市	0	0	0	0	0	0	0	0
佐々町	0	0	0	0	0	0	0	0
④県北圏域	0	0	1	10	1	10	1	10
諫早市	20	2,368	20	2,368	20	2,368	20	2,368
大村市	39	7,869	42	8,550	46	9,289	50	10,092
東彼杵町	1	264	1	264	1	264	1	264
川棚町	3	1,266	4	1,688	5	2,110	6	2,532
波佐見町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤県央圏域	63	11,767	67	12,870	72	14,031	77	15,256
島原市	1	24	3	39	3	39	3	39
雲仙市	1	554	1	529	1	529	1	529
南島原市	0	0	1	50	1	50	1	50
⑥県南圏域	2	578	5	618	5	618	5	618
五島市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
新上五島町	0	0	0	0	0	0	0	0
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
壱岐市	2	1,393	3	1,374	3	1,496	3	1,629
⑨壱岐圏域	2	1,393	3	1,374	3	1,496	3	1,629
対馬市	1	5	1	5	1	5	1	5
⑩対馬圏域	1	5	1	5	1	5	1	5
計	120	25,788	133	28,187	140	29,978	147	31,844

※1月あたりの実績(見込)数。

※時間分は、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (3) 同行援護

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)
長崎市	135	1,946	143	2,002	151	2,114	160	2,240
①長崎圏域	135	1,946	143	2,002	151	2,114	160	2,240
西海市	2	10	5	46	5	46	5	46
長与町	8	123	9	140	9	140	9	140
時津町	9	64	10	76	11	84	12	91
②西彼圏域	19	197	24	262	25	270	26	277
佐世保市	27	297	28	308	29	319	30	330
③佐世保圏域	27	297	28	308	29	319	30	330
平戸市	7	11	11	68	14	83	17	102
松浦市	1	10	1	10	1	10	1	10
佐々町	24	48	36	72	36	72	36	72
④県北圏域	32	69	48	150	51	165	54	184
諫早市	40	700	40	700	40	700	40	700
大村市	34	827	35	857	37	888	38	921
東彼杵町	5	465	6	570	7	665	8	760
川棚町	3	18	4	24	5	30	6	36
波佐見町	4	24	5	45	6	54	7	63
⑤県央圏域	86	2,034	90	2,196	95	2,337	99	2,480
島原市	2	8	2	4	2	4	2	4
雲仙市	8	127	10	110	10	116	11	122
南島原市	3	15	3	15	4	20	5	25
⑥県南圏域	13	150	15	129	16	140	18	151
五島市	1	4	1	4	1	4	1	4
⑦五島圏域	1	4	1	4	1	4	1	4
新上五島町	0	0	0	0	0	0	0	0
小値賀町	2	50	2	50	2	50	2	50
⑧上五島圏域	2	50	2	50	2	50	2	50
壱岐市	3	20	4	23	4	24	4	25
⑨壱岐圏域	3	20	4	23	4	24	4	25
対馬市	5	40	6	45	6	45	6	45
⑩対馬圏域	5	40	6	45	6	45	6	45
計	323	4,807	361	5,169	380	5,468	400	5,786

※1月あたりの実績(見込)数。

※時間分は、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (4) 行動援護

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)
長崎市	26	386	28	448	31	496	34	544
①長崎圏域	26	386	28	448	31	496	34	544
西海市	1	9	1	13	1	13	1	13
長与町	0	0	1	13	1	13	1	13
時津町	1	16	1	22	1	22	1	22
②西彼圏域	2	25	3	48	3	48	3	48
佐世保市	9	80	9	80	9	80	9	80
③佐世保圏域	9	80	9	80	9	80	9	80
平戸市	0	0	1	10	1	10	1	10
松浦市	0	0	0	0	0	0	0	0
佐々町	12	24	24	48	24	48	24	48
④県北圏域	12	24	25	58	25	58	25	58
諫早市	11	45	12	48	12	48	12	48
大村市	14	85	14	88	15	91	15	94
東彼杵町	1	14	2	30	2	30	2	30
川棚町	3	6	4	8	5	10	6	12
波佐見町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤県央圏域	29	150	32	174	34	179	35	184
島原市	7	26	7	35	7	35	7	35
雲仙市	14	173	19	78	20	82	21	86
南島原市	4	28	3	15	4	20	5	25
⑥県南圏域	25	227	29	128	31	137	33	146
五島市	2	16	2	16	2	16	2	16
⑦五島圏域	2	16	2	16	2	16	2	16
新上五島町	1	3	1	3	1	3	1	3
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	1	3	1	3	1	3	1	3
壱岐市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨壱岐圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
対馬市	2	20	2	20	2	20	2	20
⑩対馬圏域	2	20	2	20	2	20	2	20
計	108	931	131	975	138	1,037	144	1,099

※1月あたりの実績(見込)数。

※時間分は、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (5) 重度障害者等包括支援

## ○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)	利用者数 (人)	見込量 (時間)
長崎市	0	0	1	487	1	487	1	487
①長崎圏域	0	0	1	487	1	487	1	487
西海市	0	0	0	0	0	0	0	0
長与町	0	0	0	0	0	0	0	0
時津町	0	0	0	0	0	0	0	0
②西彼圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
佐世保市	0	0	0	0	0	0	0	0
③佐世保圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
平戸市	0	0	1	10	1	10	1	10
松浦市	0	0	0	0	0	0	0	0
佐々町	0	0	0	0	0	0	0	0
④県北圏域	0	0	1	10	1	10	1	10
諫早市	0	0	0	0	0	0	0	0
大村市	0	0	0	0	0	0	0	0
東彼杵町	0	0	0	0	0	0	0	0
川棚町	0	0	0	0	0	0	0	0
波佐見町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤県央圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
島原市	0	0	1	2	1	2	1	2
雲仙市	0	0	0	0	0	0	0	0
南島原市	0	0	6	24	7	28	8	32
⑥県南圏域	0	0	7	26	8	30	9	34
五島市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
新上五島町	0	0	0	0	0	0	0	0
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
壱岐市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨壱岐圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
対馬市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩対馬圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	9	523	10	527	11	531

※1月あたりの実績(見込)数。

※時間分は、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (6) 生活介護

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	1,279	23,688	1,308	26,160	1,338	26,760	1,369	27,380
①長崎圏域	1,279	23,688	1,308	26,160	1,338	26,760	1,369	27,380
西海市	124	2,174	123	2,364	123	2,364	123	2,364
長与町	71	1,367	71	1,437	71	1,437	71	1,437
時津町	56	1,102	54	1,075	52	1,035	51	1,015
②西彼圏域	251	4,643	248	4,876	246	4,836	245	4,816
佐世保市	941	16,853	952	17,050	963	17,247	975	17,462
③佐世保圏域	941	16,853	952	17,050	963	17,247	975	17,462
平戸市	133	2,783	140	2,800	140	2,800	140	2,800
松浦市	94	2,406	94	2,406	94	2,406	94	2,406
佐々町	31	651	32	672	32	672	32	672
④県北圏域	258	5,840	266	5,878	266	5,878	266	5,878
諫早市	431	7,715	428	7,661	429	7,722	430	7,740
大村市	301	5,960	310	6,135	319	6,315	328	6,501
東彼杵町	38	684	39	702	40	720	41	738
川棚町	73	1,432	89	1,526	94	1,627	101	1,735
波佐見町	62	1,116	75	1,260	83	1,390	91	1,560
⑤県央圏域	905	16,907	941	17,284	965	17,774	991	18,274
島原市	185	3,621	200	3,800	200	3,800	200	3,800
雲仙市	222	4,640	228	4,342	226	4,284	224	4,226
南島原市	190	3,817	211	3,938	213	3,976	215	4,015
⑥県南圏域	597	12,078	639	12,080	639	12,060	639	12,041
五島市	169	3,261	187	3,643	187	3,643	187	3,643
⑦五島圏域	169	3,261	187	3,643	187	3,643	187	3,643
新上五島町	119	2,277	99	2,014	90	1,897	86	1,843
小値賀町	19	200	19	200	19	200	19	200
⑧上五島圏域	138	2,477	118	2,214	109	2,097	105	2,043
壱岐市	84	1,882	85	1,848	86	1,869	87	1,890
⑨壱岐圏域	84	1,882	85	1,848	86	1,869	87	1,890
対馬市	71	1,542	73	1,565	73	1,590	74	1,620
⑩対馬圏域	71	1,542	73	1,565	73	1,590	74	1,620
計	4,693	89,171	4,817	92,598	4,872	93,754	4,938	95,047

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (6)-2 生活介護のうち重度障害者(強度行動障害・高次脳機能障害・医療的ケア)

## ○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	282	288	295	302
①長崎圏域	282	288	295	302
西海市	23	23	23	23
長与町	25	25	25	25
時津町	23	22	21	20
②西彼圏域	71	70	69	68
佐世保市	693	693	696	698
③佐世保圏域	693	693	696	698
平戸市	58	58	58	58
松浦市	65	65	65	65
佐々町	5	5	5	5
④県北圏域	128	128	128	128
諫早市	213	210	226	241
大村市	199	205	211	217
東彼杵町	0	0	0	0
川棚町	12	13	14	15
波佐見町	5	7	8	9
⑤県央圏域	429	435	459	482
島原市	12	12	12	12
雲仙市	63	67	67	67
南島原市	4	4	4	4
⑥県南圏域	79	83	83	83
五島市	10	10	10	10
⑦五島圏域	10	10	10	10
新上五島町	1	1	1	1
小値賀町	0	0	0	0
⑧上五島圏域	1	1	1	1
壱岐市	3	4	4	4
⑨壱岐圏域	3	4	4	4
対馬市	20	20	21	21
⑩対馬圏域	20	20	21	21
計	1,716	1,732	1,766	1,797

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (7) 自立訓練(機能訓練)

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	19	98	19	114	19	114	19	114
①長崎圏域	19	98	19	114	19	114	19	114
西海市	0	0	0	0	0	0	0	0
長与町	0	0	1	23	1	23	1	23
時津町	0	0	1	5	1	5	1	5
②西彼圏域	0	0	2	28	2	28	2	28
佐世保市	0	0	1	21	1	21	1	21
③佐世保圏域	0	0	1	21	1	21	1	21
平戸市	0	0	1	10	1	10	1	10
松浦市	1	26	1	23	1	23	1	23
佐々町	0	0	0	0	0	0	0	0
④県北圏域	1	26	2	33	2	33	2	33
諫早市	0	0	1	5	1	5	1	5
大村市	0	0	1	20	1	20	1	20
東彼杵町	0	0	0	0	0	0	0	0
川棚町	0	0	0	0	0	0	0	0
波佐見町	0	0	1	10	1	10	1	10
⑤県央圏域	0	0	3	35	3	35	3	35
島原市	0	0	1	20	1	20	1	20
雲仙市	1	23	1	22	1	22	1	22
南島原市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥県南圏域	1	23	2	42	2	42	2	42
五島市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
新上五島町	0	0	0	0	0	0	0	0
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
壱岐市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨壱岐圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
対馬市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩対馬圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
計	21	147	29	273	29	273	29	273

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (8) 自立訓練(生活訓練)

○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	74	1,788	87	2,088	102	2,448	120	2,880
①長崎圏域	74	1,788	87	2,088	102	2,448	120	2,880
西海市	4	44	9	181	9	181	9	181
長与町	0	0	2	30	2	30	2	30
時津町	0	0	1	23	1	23	1	23
②西彼圏域	4	44	12	234	12	234	12	234
佐世保市	23	402	23	413	23	426	23	439
③佐世保圏域	23	402	23	413	23	426	23	439
平戸市	2	8	1	10	1	10	1	10
松浦市	1	23	1	23	1	23	1	23
佐々町	0	0	0	0	0	0	0	0
④県北圏域	3	31	2	33	2	33	2	33
諫早市	30	273	35	325	35	315	35	306
大村市	7	127	7	127	7	127	7	127
東彼杵町	0	0	1	10	1	10	1	10
川棚町	0	0	1	20	1	20	1	20
波佐見町	2	42	2	42	2	42	2	42
⑤県央圏域	39	442	46	524	46	514	46	505
島原市	0	0	2	12	2	12	2	12
雲仙市	4	61	9	99	9	104	10	109
南島原市	2	15	8	160	8	160	8	160
⑥県南圏域	6	76	19	271	19	276	20	281
五島市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
新上五島町	4	96	4	96	4	96	4	96
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	4	96	4	96	4	96	4	96
壱岐市	13	159	13	164	14	177	15	190
⑨壱岐圏域	13	159	13	164	14	177	15	190
対馬市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩対馬圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
計	166	3,038	206	3,823	222	4,204	242	4,658

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (9) 就労選択支援

## ○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	0	0	0	0	18	180	19	190
①長崎圏域	0	0	0	0	18	180	19	190
西海市	0	0	0	0	1	20	1	20
長与町	0	0	0	0	1	20	1	20
時津町	0	0	0	0	1	2	1	2
②西彼圏域	0	0	0	0	3	42	3	42
佐世保市	0	0	0	0	15	280	36	672
③佐世保圏域	0	0	0	0	15	280	36	672
平戸市	0	0	0	0	1	5	1	5
松浦市	0	0	0	0	3	60	3	60
佐々町	0	0	0	0	0	0	0	0
④県北圏域	0	0	0	0	4	65	4	65
諫早市	0	0	0	0	30	243	30	243
大村市	0	0	0	0	0	0	0	0
東彼杵町	0	0	0	0	2	40	2	40
川棚町	0	0	0	0	2	40	2	40
波佐見町	0	0	0	0	2	40	2	40
⑤県央圏域	0	0	0	0	36	363	36	363
島原市	0	0	0	0	13	247	13	247
雲仙市	0	0	0	0	4	20	4	20
南島原市	0	0	0	0	3	60	4	80
⑥県南圏域	0	0	0	0	20	327	21	347
五島市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
新上五島町	0	0	0	0	0	0	0	0
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
壱岐市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨壱岐圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
対馬市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩対馬圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	96	1,257	119	1,679

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (10) 就労移行支援

## ○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	57	1,119	55	1,100	55	1,100	55	1,100
①長崎圏域	57	1,119	55	1,100	55	1,100	55	1,100
西海市	1	22	3	60	3	60	3	60
長与町	5	106	5	106	5	106	5	106
時津町	5	107	7	85	9	109	11	133
②西彼圏域	11	235	15	251	17	275	19	299
佐世保市	29	515	28	488	27	463	26	439
③佐世保圏域	29	515	28	488	27	463	26	439
平戸市	0	0	1	25	1	25	1	25
松浦市	2	46	2	40	2	40	2	40
佐々町	24	288	24	288	24	288	24	288
④県北圏域	26	334	27	353	27	353	27	353
諫早市	65	527	65	567	70	591	75	615
大村市	23	451	21	413	19	378	18	346
東彼杵町	3	54	4	80	5	100	6	120
川棚町	4	68	9	135	10	150	11	165
波佐見町	9	180	8	120	10	150	12	180
⑤県央圏域	104	1,280	107	1,315	114	1,369	122	1,426
島原市	2	46	10	190	10	190	10	190
雲仙市	7	159	9	143	9	143	9	143
南島原市	1	20	7	140	8	160	8	160
⑥県南圏域	10	225	26	473	27	493	27	493
五島市	4	61	6	96	6	96	6	96
⑦五島圏域	4	61	6	96	6	96	6	96
新上五島町	12	243	11	229	10	223	10	220
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	12	243	11	229	10	223	10	220
壱岐市	0	0	1	2	1	2	1	2
⑨壱岐圏域	0	0	1	2	1	2	1	2
対馬市	1	16	1	16	2	30	2	30
⑩対馬圏域	1	16	1	16	2	30	2	30
計	254	4,028	277	4,323	286	4,404	295	4,458

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (11) 就労継続支援(A型)

## ○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	346	7,124	381	8,001	419	8,799	461	9,681
①長崎圏域	346	7,124	381	8,001	419	8,799	461	9,681
西海市	6	129	21	415	21	415	21	415
長与町	37	771	39	798	41	839	43	879
時津町	33	671	40	840	48	1,008	57	1,197
②西彼圏域	76	1,571	100	2,053	110	2,262	121	2,491
佐世保市	158	3,251	158	3,265	159	3,278	159	3,291
③佐世保圏域	158	3,251	158	3,265	159	3,278	159	3,291
平戸市	17	330	15	315	15	315	15	315
松浦市	17	394	17	391	17	391	17	391
佐々町	12	144	24	288	24	288	24	288
④県北圏域	46	868	56	994	56	994	56	994
諫早市	126	1,928	144	2,218	145	2,182	146	2,147
大村市	64	1,282	65	1,310	67	1,338	68	1,367
東彼杵町	8	176	9	198	10	220	11	242
川棚町	3	51	8	160	9	180	10	200
波佐見町	9	180	15	300	17	340	19	380
⑤県央圏域	210	3,617	241	4,186	248	4,260	254	4,336
島原市	76	1,592	80	1,520	81	1,539	82	1,558
雲仙市	38	766	55	807	58	798	61	790
南島原市	58	1,206	58	1,146	62	1,228	67	1,316
⑥県南圏域	172	3,564	193	3,473	201	3,565	210	3,664
五島市	10	192	10	192	10	192	10	192
⑦五島圏域	10	192	10	192	10	192	10	192
新上五島町	18	343	24	452	29	524	31	566
小値賀町	2	44	2	44	2	44	2	44
⑧上五島圏域	20	387	26	496	31	568	33	610
壱岐市	8	175	9	200	10	222	11	244
⑨壱岐圏域	8	175	9	200	10	222	11	244
対馬市	6	128	7	151	7	151	8	174
⑩対馬圏域	6	128	7	151	7	151	8	174
計	1,052	20,877	1,181	23,011	1,251	24,291	1,323	25,677

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (12) 就労継続支援(B型)

## ○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	1,522	26,600	1,616	32,320	1,716	34,320	1,822	36,440
①長崎圏域	1,522	26,600	1,616	32,320	1,716	34,320	1,822	36,440
西海市	163	4,726	204	3,939	204	3,939	204	3,939
長与町	138	2,352	146	2,629	154	2,773	162	2,917
時津町	82	1,465	83	1,469	85	1,505	86	1,522
②西彼圏域	383	8,543	433	8,037	443	8,217	452	8,378
佐世保市	1,173	22,481	1,198	23,000	1,198	23,230	1,198	23,462
③佐世保圏域	1,173	22,481	1,198	23,000	1,198	23,230	1,198	23,462
平戸市	221	4,212	221	4,212	245	3,800	256	3,972
松浦市	175	3,867	184	4,232	193	4,439	203	4,669
佐々町	59	708	60	720	60	720	60	720
④県北圏域	455	8,787	465	9,164	498	8,959	519	9,361
諫早市	599	9,764	626	9,969	629	10,240	631	10,512
大村市	445	8,240	466	8,621	487	9,019	510	9,436
東彼杵町	47	987	48	1,008	49	1,029	50	1,050
川棚町	73	1,314	86	1,456	98	1,653	111	1,876
波佐見町	85	1,530	93	1,580	100	1,705	180	1,840
⑤県央圏域	1,249	21,835	1,319	22,634	1,363	23,646	1,482	24,714
島原市	173	3,115	190	3,230	192	3,264	194	3,298
雲仙市	199	4,060	237	4,103	246	4,226	254	4,352
南島原市	197	3,787	220	4,092	238	4,418	257	4,770
⑥県南圏域	569	10,962	647	11,425	676	11,908	705	12,420
五島市	203	3,911	210	4,045	210	4,045	210	4,045
⑦五島圏域	203	3,911	210	4,045	210	4,045	210	4,045
新上五島町	72	1,395	65	1,254	62	1,190	61	1,160
小値賀町	6	120	6	120	6	120	6	120
⑧上五島圏域	78	1,515	71	1,374	68	1,310	67	1,280
壱岐市	113	2,101	116	2,168	117	2,187	118	2,206
⑨壱岐圏域	113	2,101	116	2,168	117	2,187	118	2,206
対馬市	121	2,431	123	2,480	125	2,520	126	2,550
⑩対馬圏域	121	2,431	123	2,480	125	2,520	126	2,550
計	5,866	109,166	6,198	116,647	6,414	120,342	6,699	124,856

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (13) 就労定着支援

## ○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	18	15	15	15
①長崎圏域	18	15	15	15
西海市	1	2	2	2
長与町	0	1	1	1
時津町	1	1	1	1
②西彼圏域	2	4	4	4
佐世保市	1	1	1	1
③佐世保圏域	1	1	1	1
平戸市	0	1	1	1
松浦市	0	0	0	0
佐々町	0	0	0	0
④県北圏域	0	1	1	1
諫早市	13	20	20	20
大村市	1	1	1	1
東彼杵町	0	1	1	1
川棚町	0	3	3	3
波佐見町	0	1	1	1
⑤県央圏域	14	26	26	26
島原市	0	1	1	1
雲仙市	2	3	3	3
南島原市	0	1	1	1
⑥県南圏域	2	5	5	5
五島市	0	0	0	0
⑦五島圏域	0	0	0	0
新上五島町	0	0	0	0
小値賀町	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	0	0	0
壱岐市	0	1	2	2
⑨壱岐圏域	0	1	2	2
対馬市	0	0	0	0
⑩対馬圏域	0	0	0	0
計	37	53	54	54

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (14) 短期入所(福祉型)

## ○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	120	897	131	917	143	1,001	156	1,092
①長崎圏域	120	897	131	917	143	1,001	156	1,092
西海市	2	10	6	24	6	24	6	24
長与町	6	98	10	118	12	142	14	165
時津町	6	38	4	16	4	16	4	16
②西彼圏域	14	146	20	158	22	182	24	205
佐世保市	36	210	38	222	40	233	42	245
③佐世保圏域	36	210	38	222	40	233	42	245
平戸市	5	42	5	50	5	50	5	50
松浦市	2	16	2	26	2	26	2	26
佐々町	1	14	2	28	2	28	2	28
④県北圏域	8	72	9	104	9	104	9	104
諫早市	159	588	177	644	178	647	178	648
大村市	107	668	111	690	114	713	118	737
東彼杵町	9	65	10	70	10	70	10	70
川棚町	9	54	13	91	14	98	15	105
波佐見町	6	42	8	39	8	42	9	46
⑤県央圏域	290	1,417	319	1,534	324	1,570	330	1,606
島原市	16	156	35	210	35	210	35	210
雲仙市	43	352	64	311	67	327	70	343
南島原市	19	211	38	210	44	241	50	277
⑥県南圏域	78	719	137	731	146	778	155	830
五島市	6	42	7	49	7	49	7	49
⑦五島圏域	6	42	7	49	7	49	7	49
新上五島町	6	71	6	71	6	71	6	71
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	6	71	6	71	6	71	6	71
壱岐市	3	37	4	32	4	33	4	34
⑨壱岐圏域	3	37	4	32	4	33	4	34
対馬市	2	28	3	42	3	42	4	56
⑩対馬圏域	2	28	3	42	3	42	4	56
計	563	3,639	674	3,860	704	4,063	737	4,292

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

(14)-2 短期入所(福祉型)のうち重度障害者(強度行動障害・高次脳機能障害・医療的ケア)

○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	11	12	13	14
①長崎圏域	11	12	13	14
西海市	0	1	1	1
長与町	1	1	1	1
時津町	1	1	1	1
②西彼圏域	2	3	3	3
佐世保市	29	30	31	32
③佐世保圏域	29	30	31	32
平戸市	5	5	5	5
松浦市	0	0	0	0
佐々町	1	1	1	1
④県北圏域	6	6	6	6
諫早市	6	10	10	10
大村市	58	60	62	64
東彼杵町	0	0	0	0
川棚町	1	1	1	1
波佐見町	0	0	0	0
⑤県央圏域	65	71	73	75
島原市	0	0	0	0
雲仙市	3	3	3	3
南島原市	0	0	0	0
⑥県南圏域	3	3	3	3
五島市	0	0	0	0
⑦五島圏域	0	0	0	0
新上五島町	0	0	0	0
小値賀町	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	0	0	0
壱岐市	0	1	1	1
⑨壱岐圏域	0	1	1	1
対馬市	0	0	0	0
⑩対馬圏域	0	0	0	0
計	116	126	130	134

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (15)短期入所(医療型)

## ○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	23	114	24	144	25	150	26	156
①長崎圏域	23	114	24	144	25	150	26	156
西海市	1	5	2	8	2	8	2	8
長与町	4	17	4	22	4	22	4	22
時津町	2	16	2	12	2	12	2	12
②西彼圏域	7	38	8	42	8	42	8	42
佐世保市	9	30	7	23	14	35	14	35
③佐世保圏域	9	30	7	23	14	35	14	35
平戸市	0	0	1	10	1	10	1	10
松浦市	1	9	1	14	1	14	1	14
佐々町	0	0	0	0	0	0	0	0
④県北圏域	1	9	2	24	2	24	2	24
諫早市	22	70	26	83	27	86	28	90
大村市	12	36	12	37	13	38	13	40
東彼杵町	0	0	0	0	0	0	0	0
川棚町	1	1	2	8	3	12	4	16
波佐見町	2	6	2	6	2	6	2	6
⑤県央圏域	37	113	42	134	45	142	47	152
島原市	5	28	11	33	11	33	11	33
雲仙市	6	25	7	10	7	10	7	9
南島原市	4	16	5	20	5	20	5	20
⑥県南圏域	15	69	23	63	23	63	23	62
五島市	1	4	1	4	1	4	1	4
⑦五島圏域	1	4	1	4	1	4	1	4
新上五島町	0	0	0	0	0	0	0	0
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
壱岐市	0	0	1	12	1	12	1	12
⑨壱岐圏域	0	0	1	12	1	12	1	12
対馬市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩対馬圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
計	93	377	108	446	119	472	122	487

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

(15)-2 短期入所(医療型)のうち重度障害者(強度行動障害・高次脳機能障害・医療的ケア)

○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	10	10	10	10
①長崎圏域	10	10	10	10
西海市	1	2	2	2
長与町	1	1	1	1
時津町	2	2	2	2
②西彼圏域	4	5	5	5
佐世保市	9	7	14	14
③佐世保圏域	9	7	14	14
平戸市	0	1	1	1
松浦市	1	1	1	1
佐々町	0	0	0	0
④県北圏域	1	2	2	2
諫早市	5	10	10	10
大村市	12	12	13	13
東彼杵町	0	0	0	0
川棚町	0	1	1	1
波佐見町	0	0	0	0
⑤県央圏域	17	23	24	24
島原市	1	1	1	1
雲仙市	0	2	2	2
南島原市	4	5	5	5
⑥県南圏域	5	8	8	8
五島市	0	0	0	0
⑦五島圏域	0	0	0	0
新上五島町	0	0	0	0
小値賀町	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	0	0	0
壱岐市	0	1	1	1
⑨壱岐圏域	0	1	1	1
対馬市	0	0	0	0
⑩対馬圏域	0	0	0	0
計	46	56	64	64

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (16) 共同生活援助

## ○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	654	681	710	740
①長崎圏域	654	681	710	740
西海市	97	99	99	99
長与町	37	40	42	44
時津町	30	28	28	28
②西彼圏域	164	167	169	171
佐世保市	622	653	686	720
③佐世保圏域	622	653	686	720
平戸市	127	132	135	139
松浦市	88	88	90	92
佐々町	20	22	24	26
④県北圏域	235	242	249	257
諫早市	327	328	376	425
大村市	223	236	250	265
東彼杵町	22	23	23	23
川棚町	42	50	60	70
波佐見町	38	40	42	44
⑤県央圏域	652	677	751	827
島原市	163	170	175	180
雲仙市	179	193	194	195
南島原市	185	216	237	261
⑥県南圏域	527	579	606	636
五島市	144	148	148	148
⑦五島圏域	144	148	148	148
新上五島町	79	86	89	91
小値賀町	14	14	14	14
⑧上五島圏域	93	100	103	105
壱岐市	53	55	58	60
⑨壱岐圏域	53	55	58	60
対馬市	62	64	66	68
⑩対馬圏域	62	64	66	68
計	3,206	3,366	3,546	3,732

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

(16)-2 共同生活援助のうち重度障害者(強度行動障害・高次脳機能障害・医療的ケア)

○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	26	27	28	29
①長崎圏域	26	27	28	29
西海市	5	5	5	5
長与町	4	4	4	4
時津町	0	0	0	0
②西彼圏域	9	9	9	9
佐世保市	52	53	54	55
③佐世保圏域	52	53	54	55
平戸市	9	9	9	9
松浦市	5	5	5	5
佐々町	0	0	0	0
④県北圏域	14	14	14	14
諫早市	19	20	23	25
大村市	31	33	35	37
東彼杵町	2	2	2	2
川棚町	0	0	0	0
波佐見町	0	0	0	0
⑤県央圏域	52	55	60	64
島原市	0	0	0	0
雲仙市	15	19	20	21
南島原市	2	2	2	2
⑥県南圏域	17	21	22	23
五島市	0	0	0	0
⑦五島圏域	0	0	0	0
新上五島町	1	1	1	1
小値賀町	0	0	0	0
⑧上五島圏域	1	1	1	1
壱岐市	3	4	4	4
⑨壱岐圏域	3	4	4	4
対馬市	6	6	7	7
⑩対馬圏域	6	6	7	7
計	180	190	199	206

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (17) 自立生活援助

## ○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	0	1	2	3
①長崎圏域	0	1	2	3
西海市	0	0	0	0
長与町	5	6	6	6
時津町	0	1	1	1
②西彼圏域	5	7	7	7
佐世保市	0	1	1	1
③佐世保圏域	0	1	1	1
平戸市	0	1	1	1
松浦市	0	0	0	0
佐々町	0	0	0	0
④県北圏域	0	1	1	1
諫早市	10	23	26	30
大村市	8	8	8	8
東彼杵町	0	0	0	0
川棚町	0	0	0	0
波佐見町	0	0	0	0
⑤県央圏域	18	31	34	38
島原市	9	6	7	8
雲仙市	12	15	16	17
南島原市	0	1	1	1
⑥県南圏域	21	22	24	26
五島市	0	0	0	0
⑦五島圏域	0	0	0	0
新上五島町	1	1	1	1
小値賀町	0	0	0	0
⑧上五島圏域	1	1	1	1
壱岐市	0	0	0	0
⑨壱岐圏域	0	0	0	0
対馬市	0	0	0	0
⑩対馬圏域	0	0	0	0
計	45	64	70	77

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (18)施設入所支援

## ○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	645	580	570	560
①長崎圏域	645	580	570	560
西海市	70	70	69	68
長与町	32	32	32	32
時津町	30	31	31	31
②西彼圏域	132	133	132	131
佐世保市	400	399	390	380
③佐世保圏域	400	399	390	380
平戸市	103	106	103	103
松浦市	52	54	53	52
佐々町	18	18	18	18
④県北圏域	173	178	174	173
諫早市	163	162	161	161
大村市	101	99	97	95
東彼杵町	18	19	19	19
川棚町	30	30	31	33
波佐見町	28	31	32	33
⑤県央圏域	340	341	340	341
島原市	68	81	81	81
雲仙市	102	97	94	90
南島原市	85	85	85	85
⑥県南圏域	255	263	260	256
五島市	103	104	104	104
⑦五島圏域	103	104	104	104
新上五島町	86	73	67	64
小値賀町	15	15	15	15
⑧上五島圏域	101	88	82	79
壱岐市	83	85	85	85
⑨壱岐圏域	83	85	85	85
対馬市	65	65	65	65
⑩対馬圏域	65	65	65	65
計	2,297	2,236	2,202	2,174

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

※見込量は各市及び町の見込量を積み上げたものであり、各市及び町によって別途施設入所者の削減目標を設定している。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (19)療養介護

## ○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	153	154	155	156
①長崎圏域	153	154	155	156
西海市	11	11	11	11
長与町	10	11	11	11
時津町	6	7	7	7
②西彼圏域	27	29	29	29
佐世保市	83	83	83	83
③佐世保圏域	83	83	83	83
平戸市	16	18	19	21
松浦市	11	11	11	11
佐々町	5	5	5	5
④県北圏域	32	34	35	37
諫早市	67	73	74	74
大村市	28	28	28	28
東彼杵町	8	9	9	9
川棚町	8	10	12	14
波佐見町	6	8	8	8
⑤県央圏域	117	128	131	133
島原市	22	22	22	22
雲仙市	22	23	22	21
南島原市	19	24	24	24
⑥県南圏域	63	69	68	67
五島市	17	17	17	17
⑦五島圏域	17	17	17	17
新上五島町	3	0	0	0
小値賀町	0	0	0	0
⑧上五島圏域	3	0	0	0
壱岐市	11	12	12	12
⑨壱岐圏域	11	12	12	12
対馬市	11	12	13	13
⑩対馬圏域	11	12	13	13
計	517	538	543	547

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (20) 計画相談支援

## ○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	1,164	1,207	1,252	1,298
①長崎圏域	1,164	1,207	1,252	1,298
西海市	32	32	32	32
長与町	62	77	81	85
時津町	47	52	57	62
②西彼圏域	141	161	170	179
佐世保市	525	523	521	520
③佐世保圏域	525	523	521	520
平戸市	80	87	81	77
松浦市	76	78	82	86
佐々町	24	25	25	25
④県北圏域	180	190	188	188
諫早市	298	310	330	350
大村市	162	181	202	226
東彼杵町	25	30	32	34
川棚町	144	160	180	200
波佐見町	36	40	42	44
⑤県央圏域	665	721	786	854
島原市	79	100	105	110
雲仙市	118	48	49	50
南島原市	108	110	115	120
⑥県南圏域	305	258	269	280
五島市	106	110	110	110
⑦五島圏域	106	110	110	110
新上五島町	72	71	71	71
小値賀町	29	29	29	29
⑧上五島圏域	101	100	100	100
壱岐市	50	52	53	54
⑨壱岐圏域	50	52	53	54
対馬市	136	150	155	160
⑩対馬圏域	136	150	155	160
計	3,373	3,472	3,604	3,743

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (21) 地域相談支援(地域移行支援)

## ○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	5	6	7	8
①長崎圏域	5	6	7	8
西海市	2	2	2	2
長与町	1	1	1	1
時津町	0	1	1	1
②西彼圏域	3	4	4	4
佐世保市	0	1	1	1
③佐世保圏域	0	1	1	1
平戸市	0	1	1	1
松浦市	1	1	1	1
佐々町	0	0	0	0
④県北圏域	1	2	2	2
諫早市	0	1	1	1
大村市	1	1	1	1
東彼杵町	0	0	0	0
川棚町	1	1	1	1
波佐見町	0	1	1	1
⑤県央圏域	2	4	4	4
島原市	0	1	1	1
雲仙市	0	1	1	1
南島原市	0	2	2	2
⑥県南圏域	0	4	4	4
五島市	0	1	1	1
⑦五島圏域	0	1	1	1
新上五島町	0	1	1	1
小値賀町	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	1	1	1
壱岐市	0	1	1	1
⑨壱岐圏域	0	1	1	1
対馬市	0	2	2	2
⑩対馬圏域	0	2	2	2
計	11	26	27	28

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表1 障害福祉サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (22) 地域相談支援(地域定着支援)

## ○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
長崎市	19	20	21	22
①長崎圏域	19	20	21	22
西海市	0	1	1	1
長与町	0	1	1	1
時津町	0	1	1	1
②西彼圏域	0	3	3	3
佐世保市	0	1	1	1
③佐世保圏域	0	1	1	1
平戸市	0	1	1	1
松浦市	0	1	1	1
佐々町	0	0	0	0
④県北圏域	0	2	2	2
諫早市	2	1	2	3
大村市	5	5	5	5
東彼杵町	0	0	0	0
川棚町	0	1	1	1
波佐見町	0	1	1	1
⑤県央圏域	7	8	9	10
島原市	0	1	1	1
雲仙市	0	1	1	1
南島原市	0	1	1	1
⑥県南圏域	0	3	3	3
五島市	1	1	1	1
⑦五島圏域	1	1	1	1
新上五島町	0	1	1	1
小値賀町	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	1	1	1
壱岐市	0	1	1	1
⑨壱岐圏域	0	1	1	1
対馬市	0	1	1	1
⑩対馬圏域	0	1	1	1
計	27	41	43	45

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表2 障害児通所支援サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (1) 児童発達支援

## ○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	606	3,719	687	4,121	778	4,667	881	5,285
①長崎圏域	606	3,719	687	4,121	778	4,667	881	5,285
西海市	84	281	89	294	89	294	89	294
長与町	34	337	41	541	43	567	45	594
時津町	70	616	75	638	81	689	87	740
②西彼圏域	188	1,234	205	1,473	213	1,550	221	1,628
佐世保市	283	1,857	315	2,067	351	2,303	391	2,566
③佐世保圏域	283	1,857	315	2,067	351	2,303	391	2,566
平戸市	31	125	31	125	31	125	31	125
松浦市	10	120	12	132	13	156	14	182
佐々町	17	136	18	144	19	152	20	160
④県北圏域	58	381	61	401	63	433	65	467
諫早市	168	857	169	887	184	965	198	1,039
大村市	168	1,603	178	1,699	189	1,801	200	1,909
東彼杵町	20	140	25	175	30	210	30	210
川棚町	35	70	45	135	50	150	55	165
波佐見町	38	152	50	200	55	220	60	240
⑤県央圏域	429	2,822	467	3,096	508	3,346	543	3,563
島原市	23	151	35	175	38	190	41	205
雲仙市	33	140	71	246	85	296	102	355
南島原市	14	64	41	107	45	117	49	127
⑥県南圏域	70	355	147	528	168	603	192	687
五島市	52	156	55	165	55	165	55	165
⑦五島圏域	52	156	55	165	55	165	55	165
新上五島町	9	27	16	48	16	48	16	48
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	9	27	16	48	16	48	16	48
壱岐市	10	37	11	37	16	37	18	37
⑨壱岐圏域	10	37	11	37	16	37	18	37
対馬市	18	96	19	105	19	105	19	105
⑩対馬圏域	18	96	19	105	19	105	19	105
計	1,723	10,684	1,983	12,041	2,187	13,257	2,401	14,551

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表2 障害児通所支援サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (2) 放課後等デイサービス

## ○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	1,706	22,538	1,885	24,505	2,083	27,079	2,302	29,926
①長崎圏域	1,706	22,538	1,885	24,505	2,083	27,079	2,302	29,926
西海市	106	581	106	581	106	581	106	581
長与町	131	1,519	140	1,722	150	1,845	160	1,968
時津町	178	2,356	198	1,997	218	2,265	238	2,533
②西彼圏域	415	4,456	444	4,300	474	4,691	504	5,082
佐世保市	934	9,583	993	10,339	1,056	11,155	1,123	12,035
③佐世保圏域	934	9,583	993	10,339	1,056	11,155	1,123	12,035
平戸市	94	1,275	108	1,271	132	1,548	161	1,886
松浦市	47	846	50	950	53	1,060	57	1,311
佐々町	48	768	50	800	52	832	54	864
④県北圏域	189	2,889	208	3,021	237	3,440	272	4,061
諫早市	494	5,928	495	6,037	523	6,378	550	6,705
大村市	578	7,282	630	7,937	687	8,652	749	9,430
東彼杵町	41	369	45	405	50	450	55	495
川棚町	75	675	89	800	101	913	116	1,041
波佐見町	39	429	49	490	55	550	62	620
⑤県央圏域	1,227	14,683	1,308	15,669	1,416	16,943	1,532	18,291
島原市	116	1,855	105	1,470	110	1,540	115	1,610
雲仙市	149	2,422	198	2,524	227	2,815	261	3,140
南島原市	123	1,878	125	1,909	128	1,954	131	2,000
⑥県南圏域	388	6,155	428	5,903	465	6,309	507	6,750
五島市	79	671	80	680	82	697	84	714
⑦五島圏域	79	671	80	680	82	697	84	714
新上五島町	44	308	42	318	42	318	42	318
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	44	308	42	318	42	318	42	318
壱岐市	22	328	24	358	28	417	28	417
⑨壱岐圏域	22	328	24	358	28	417	28	417
対馬市	26	302	27	310	27	310	28	315
⑩対馬圏域	26	302	27	310	27	310	28	315
計	5,030	61,913	5,439	65,403	5,910	71,359	6,422	77,909

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表2 障害児通所支援サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (3) 保育所等訪問支援

## ○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	226	494	425	850	612	1,224	882	1,764
①長崎圏域	226	494	425	850	612	1,224	882	1,764
西海市	10	10	8	8	8	8	8	8
長与町	9	14	12	24	15	30	18	36
時津町	5	8	5	10	5	10	5	10
②西彼圏域	24	32	25	42	28	48	31	54
佐世保市	25	27	32	36	41	47	52	59
③佐世保圏域	25	27	32	36	41	47	52	59
平戸市	0	0	1	2	1	2	1	2
松浦市	3	6	2	8	2	8	2	8
佐々町	1	2	2	4	2	4	2	4
④県北圏域	4	8	5	14	5	14	5	14
諫早市	18	21	23	25	30	32	38	40
大村市	33	35	34	36	35	37	36	38
東彼杵町	23	23	20	20	22	22	24	24
川棚町	9	9	10	10	12	12	14	14
波佐見町	8	8	15	15	17	17	19	19
⑤県央圏域	91	96	102	106	116	120	131	135
島原市	4	6	2	2	2	2	2	2
雲仙市	0	0	2	1	2	1	2	1
南島原市	1	1	3	3	3	3	3	3
⑥県南圏域	5	7	7	6	7	6	7	6
五島市	5	10	5	10	5	10	5	10
⑦五島圏域	5	10	5	10	5	10	5	10
新上五島町	0	0	0	0	0	0	0	0
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
壱岐市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨壱岐圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
対馬市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩対馬圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
計	380	674	601	1,064	814	1,469	1,113	2,042

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表2 障害児通所支援サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (4) 居宅訪問型児童発達支援

## ○障害福祉計画サービス利用者数及び見込量

区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (人)	実績 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)	利用者数 (人)	見込量 (日)
長崎市	0	0	1	5	1	5	1	5
①長崎圏域	0	0	1	5	1	5	1	5
西海市	0	0	0	0	0	0	0	0
長与町	0	0	1	5	1	5	1	5
時津町	0	0	0	0	0	0	0	0
②西彼圏域	0	0	1	5	1	5	1	5
佐世保市	1	5	1	5	1	5	1	5
③佐世保圏域	1	5	1	5	1	5	1	5
平戸市	0	0	0	0	0	0	0	0
松浦市	0	0	0	0	0	0	0	0
佐々町	0	0	0	0	0	0	0	0
④県北圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
諫早市	0	0	0	0	0	0	0	0
大村市	0	0	0	0	0	0	0	0
東彼杵町	0	0	0	0	0	0	0	0
川棚町	0	0	0	0	0	0	0	0
波佐見町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤県央圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
島原市	0	0	1	4	1	4	1	4
雲仙市	0	0	0	0	0	0	0	0
南島原市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥県南圏域	0	0	1	4	1	4	1	4
五島市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
新上五島町	0	0	0	0	0	0	0	0
小値賀町	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧上五島圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
壱岐市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨壱岐圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
対馬市	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩対馬圏域	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	5	4	19	4	19	4	19

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

別表2 障害児通所支援サービス等見込量(圏域・市町毎、サービス区分別)

## (5) 障害児相談支援

## ○障害福祉計画サービス利用者数

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
	(人)	(人)	(人)	(人)
長崎市	551	617	690	772
①長崎圏域	551	617	690	772
西海市	15	20	20	20
長与町	30	34	37	40
時津町	65	69	73	77
②西彼圏域	110	123	130	137
佐世保市	236	254	274	295
③佐世保圏域	236	254	274	295
平戸市	28	28	29	32
松浦市	60	62	65	68
佐々町	11	12	13	14
④県北圏域	99	102	107	114
諫早市	163	180	200	221
大村市	113	128	144	163
東彼杵町	19	22	25	28
川棚町	96	100	110	120
波佐見町	23	30	35	40
⑤県央圏域	414	460	514	572
島原市	15	21	23	25
雲仙市	190	22	26	29
南島原市	22	30	30	30
⑥県南圏域	227	73	79	84
五島市	35	35	35	35
⑦五島圏域	35	35	35	35
新上五島町	1	6	6	6
小値賀町	0	0	0	0
⑧上五島圏域	1	6	6	6
壱岐市	41	44	48	49
⑨壱岐圏域	41	44	48	49
対馬市	18	19	19	20
⑩対馬圏域	18	19	19	20
計	1,732	1,733	1,902	2,084

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。